

平成28年度

■ 年 報 ■

第24号

四日市市立博物館

四日市市立博物館の使命

1 市民の創造性を高めます。

これからの豊かなまちづくりには市民の創造性が必要です。文化の振興によって創造性豊かな人材を養成し、市民の活力を引き出して都市の力を高め、市外からも創造的な人材が集まるようにして魅力ある都市を形成していくことが理想です。その実現のために四日市市の文化資産のひとつである市立博物館は、市民一人ひとりの多様な個性に対応し、文化の多様性を認め合いながら、それぞれがより豊かな個性に育っていくよう、多彩な内容のものを学習できる機会を作っていきます。これまで地域に培われてきた文化を伝えるだけでなく、市民一人ひとりの個性の創造に寄与してその成果として現れる新たな文化の創造に尽くしていきます。

2 郷土を大切に作る心を育みます。

郷土から世界の国々、果ては宇宙に至る多様な自然、歴史や文化について、様々な角度から取り上げます。直接あるいは他地域との違いにより間接的に郷土に対する市民の理解を深め、そのことにより、よりよいまちづくりの基盤を形成し、郷土を大切に作る心を育むとともに、他の地域や外国との発展的な関係を生む基礎を形成します。

3 世代をつなぎます。

これまで当博物館は、公立の施設としての特色を活かして、郷土の先人が創り出した文化遺産を保全し、知識を蓄えてきました。これらは、郷土のかけがえのない文化的財産であり、今後もこれらの蓄えを増やし、効果的に運用しながら確実に次の世代に引き継ぎ、世代と世代をつないでいきます。また、これらの文化的財産を活用した世代間の交流の場をもち、継続的に市民文化を継承するとともに、この地域の新たな特色ある文化の創造に寄与します。

4 歴史を未来に活かします。

四日市市立の当博物館は、四日市市の行政組織のひとつとして、これまでに蓄えた歴史的資料や知識、施設を活用し、われわれが現在直面している様々な問題について考える場としての役割を担い、よりよいまちづくりを目指します。

5 学校教育をより豊かなものにします。

学校教育のカリキュラムに対応した展示やプラネタリウム投映を実施し、教科書では行うことのできない方法で子どもたちに歴史や自然科学を体験させ、教室での授業をより豊かなものとし、また、質の高い文化・芸術にふれることにより、豊かな人間性を備えた子どもが育成されるよう学校教育を支援します。

平成 28 年度は、「体感@ミュージアム」をコンセプトに、リニューアルオープン 2 年目の博物館では、平成 27 年度に引き続き、併設の「四日市公害と環境未来館」と連携を図りながら、市内外、県外、海外から多くの来館者を迎えました。常設展の観覧者は 5 万 6 千人余り、映し出す星の数で世界一に認定されたプラネタリウムでは過去最高の 6 万 3 千人余りに達し、目標を大きく上回ることができました。

展覧会は 4 本実施し、観覧者数は合計 1 万 8 千人余りと平成 27 年度を 3 千人以上も上回る観覧者を得て、市民が豊かな心を育むとともに、本市をより深く知っていただく機会となりました。

プラネタリウムでは、新しい取り組みとして、就学前の幼児を対象とした「はじめてのプラネタリウム」を実施し、好評を得ることができました。また、6 月以降の毎週土曜日には、午後 7 時 30 分までの夜間開館として、プラネタリウム夜間特別番組の投映やライブコンサートなどを実施しました。これらの投映では、通常の投映番組には来館しがたい方々に利用していただくことができました。

今後も、博物館・プラネタリウム、四日市公害と環境未来館を総称した「そらんぼ四日市」が、本市ならではの施設として、多くの人に学び、考え、楽しんでもらえるように取り組んでまいりますとともに、本市の魅力を発信してまいります。

※ なお、記載にあたっては、個人・団体の敬称は省略させていただきました。ご了承ください。

平成 29 年 9 月

目 次

年報発刊にあたって	1
目 次	2
I 事業概要	
1 博物館事業	
1 常設展	3
2 企画・特別展	3
3 教育普及事業	6
4 資料収集保存事業	10
5 調査研究事業	14
2 プラネタリウム事業	
1 GINGA PORT 401	15
2 プラネタリウム投映事業	15
3 天文教育普及事業	23
II 管理・運営	
1 組織	27
2 決算	28
3 博物館協議会	30
4 施設の利用	30
5 年報の発行	32
6 利用状況	32
7 関係法規	35
III 施設概要	41
IV 利用案内	44
四日市市楠歴史民俗資料館	
I 事業概要	
1 これまでの経緯	45
2 事業	46
3 施設の利用	47
4 利用状況	48
5 関係法規	49
II 施設概要	53

I 事業概要

1 博物館事業

1 常設展

「時空街道」

平成 27 年 3 月 21 日にリニューアルオープンした常設展「時空街道」の基本テーマは、「四日市のまちのあゆみと、人々のくらしの変化」。資料を展示ケースに並べる従来の展示とは大きく異なり、各時代を特徴づける原寸大の建物を再現し、観覧者が展示空間の中に立つことで歴史を体感することを目的としている。常設展示室 2 階に新たに併設された四日市公害と環境未来館との展示の連続性を保つため、博物館では原始・古代、中世、近世の時代を、四日市公害と環境未来館では近代・現代の時代を扱い、両館を一連の流れの中で観覧することにより、四日市の古代から現代までのあゆみを概観できるようにしている。



映像や照明による一日の時間や季節の移り変わりを感じられるほか、スマートフォンやタブレット端末を利用した展示解説や、解説シート、博物館ボランティアとの対話の中から得られる説明など、資料の理解を促す方法も選べ、何度訪れても学べる工夫をおこなっている。

「丹羽文雄記念室」

文化勲章受章作家で名誉市民の丹羽文雄の業績を永く伝えていくために、平成 18 年 12 月 9 日に丹羽文雄記念室を開館し、同時に常設展示を無料とした。

平成 28 年度常設展示

開館日数	288 日
観覧者数	56,454 人
観覧料	無料

2 企画・特別展

本年度は、特別展 2 本、企画展 1 本、特別企画展 1 本の計 4 本の展覧会を開催した。

(1) 特別展 I 「バケモノあつめ 妖怪・幻獣の世界へようこそ」

[主 催]	四日市市立博物館
[後 援]	中日新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞社、伊勢新聞社、エフエムよっかいち(株)、三重エフエム放送、(株)シー・ティー・ワイ、三重テレビ放送 NHK津放送局
[助 成]	(公財)岡田文化財団
[企画協力]	テクノプロ(株)
[監 修]	湯本豪一



- 会 期：7月23日(土)～9月4日(日) 39日間
- 観覧者数：8,415人
- 観覧料：一般700円、高校大学生500円、中学生以下無料
- 関連行事

○記念講演会「湯本豪一氏によるギャラリートーク」

日 時：7月23日（土）14:00～15:00 参加者：43人

講 師：湯本豪一（本展監修者）

○ギャラリートーク

日 時：7月30日（土）・8月7日（日）・11日（木・祝）・21日（日）・27日（土）14:00～15:00

参加者：計98人

講 師：廣瀬毅（当館学芸員）

■担当者所感（企画普及係 廣瀬毅）

夏休み期間中で多くの来館者が観覧した。妖怪コレクターでもある湯本豪一氏のコレクションの展示は3年ぶりであり、SNSでも拡散され、関西や関東からの来館者もみられた。本展では湯本コレクションから222点、館蔵品から10点を出品し、日本人の妖怪・幻獣に対する多面的な世界観を伝えられたと思う。

巡回展というパッケージに、当館オリジナルの部分をつけ加えたことで、本市のゆるキャラ「こにゅうどうくん」や四日市祭の「大入道山車」などの妖怪や幻獣の世界が現代にも通じていることを、市民に実感してもらえ、巡回展をカスタマイズした特徴ある展覧会になったのではないかと感じる。

(2) 特別展Ⅱ 「2016 イタリア・ボローニャ 国際絵本原画展」

[主 催] 四日市市立博物館

日本国際児童図書評議会（JBBY）

[後 援] 駐日イタリア大使館

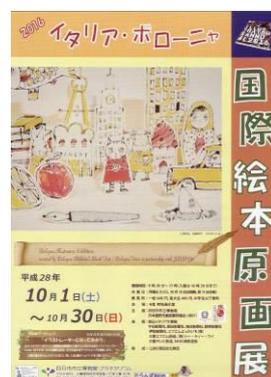
中日新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞社、

伊勢新聞社、エフエムよっかいち(株)、三重エフエム放送、

(株)シー・ティー・ワイ、三重テレビ放送

NHK津放送局

[助 成] (公財)岡田文化財団



■会 期：10月1日（土）～10月30日（日） 26日間

■観覧者数：2,606人

■観 覧 料：一般600円、高校大学生400円、中学生以下無料

■関連行事

○ワークショップ「イラストレーターになってみよう」

日 時：10月23日（日）13:30～15:30 材料費200円

参加者：計46人

講 師：U-suke氏（四日市市出身イラストレーター）

○ギャラリートーク

日 時：10月2日（日）、10日（月・祝）・16日（日） 14:00～15:00

参加者：計22人

講 師：伊藤義浩（当館指導主事）

■担当者所感（企画普及係 伊藤義浩）

平成24年度以来の四日市開催となった本展では、開催を楽しみにされていた来館者の声や、今後の四日市開催を楽しみしているといった声も頂いた。観覧者アンケートからは、展覧会の雰囲気、展覧会の作品、展示方法については「良い」、「まあ良い」と答えた割合がいずれも90%を超え、「この展覧会を人にすすめたらいか」の割合も83.9%に上り、観覧された来館者には、満足いただけたのではないかと考えられる。

(3) 企画展Ⅰ 「古今やきもの饗宴 館蔵陶磁器セレクション」

- [主 催] 四日市市立博物館
[後 援] 中日新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞社、
伊勢新聞社、エフエムよっかいち(株)、三重エフエム放送、
(株)シー・ティー・ワイ、三重テレビ放送
NHK津放送局



- 会 期：11月8日(火)～12月11日(日) 30日間
■観覧者数：981人
■観 覧 料：一般600円、高校大学生400円、中学生以下無料
■関連行事

○ギャラリートーク

日 時：11月12日(土)・23日(水・祝)、12月11日(日) 14:00～15:00

参加者：計15人

講 師：田中伸一(当館学芸員)

- 担当者所感(企画普及係 田中伸一)

今回の展覧会では、当館の萬古焼コレクションと併せて「草央コレクション」など新たに寄贈された資料を展示した。伊藤豊助氏のご子孫をはじめ、寄贈者の方々に足を運んでもらえた。また、豊助父子や田中徳松親子の絆、徳松の育成者としての一面など、これまで知られていなかったことを紹介でき、萬古焼史の新たなページを開くことができた。他にも今後の陶芸展示を進めるうえでいくつかのヒントを得られたことは収穫であり、今後に活かしたい。

(4) 特別企画展Ⅰ 「昭和の暮らし 昭和のこども」

- [主 催] 四日市市立博物館
[後 援] 中日新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞社、
伊勢新聞社、エフエムよっかいち(株)、三重エフエム放送、
(株)シー・ティー・ワイ、三重テレビ放送、NHK津放送局
[助 成] (公財)岡田文化財団
[企画協力] 株式会社クレヴィス



- 会 期：平成29年1月2日(月・休)～2月26日(日) 49日間
■観覧者数：6,798人
■観 覧 料：一般300円、高校大学生200円、中学生以下無料
■関連行事

○記念講演会「写真で語る四日市の昭和と今」

日 時：2月19日(日) 13:30～15:30 参加者：計61人

(1月15日(日)開催予定が、大雪のため延期)

講 師：門脇篤氏(四日市ビデオクラブ会長)

○昭和の名人に学ぼう！

日 時：1月9日(月・祝)・22日(日)、2月11日(土・祝)・26日(日) 14:15～15:15

参加者：計145人

講 師：博物館ボランティア

- 担当者所感(企画普及係 伊藤義浩)

リニューアル後2回目の展示となり、「見学導線の工夫」と学校見学時の「主体的な学習指導の工夫」に取り組んだ。本年度については4階特別展示室のみで展示をまとめ、見学導線の整理を行ったことで、4クラスまでの見学を可能にした。また各見学校の教員が主となり、博物館で授業を行う形態への変更を行った。今後も博物館と学校が望ましい形で連携・協力しあいながら子どもたちの教育を進めていく「博学連携」を進める必要がある。

今回の展覧会では、多くの市民の方から資料の提供や理解を頂いた。今後も多くの市民の方から共感を得ることができるよう、「四日市市の昭和」を丁寧に検証し、展覧会の準備を進める必要がある。

(5) 学習支援展示

①大昔の四日市 -弥生時代と古墳時代-	3月19日(土)～ 5月8日(日)	3Fロビー・白里亭	5,538人 (28年度分)
②四日市空襲と戦時下の暮らし	6月14日(火)～ 9月4日(日)	3Fロビー・白里亭 2F常設展示一部	19,826人
③大昔の四日市 -弥生時代と古墳時代-	平成29年 3月18日(土)～ 5月7日(日)	3Fロビー・白里亭	1,830人 (28年度分)

(6) 特別陳列

リニューアルした常設展「時空街道」に関わる資料や博物館のコレクションをテーマ別に紹介する展示

①新収蔵品展	5月14日(土)～6月5日(日)	白里亭	3,319人
②館蔵品展Ⅰ 萬古焼	9月13日(火)～ 10月10日(月・祝)	白里亭	5,295人
③時空街道展Ⅰ 伊勢参宮	10月15日(土)～ 11月13日(日)	白里亭	4,881人
④館蔵品展Ⅱ 鯨船	11月19日(土)～ 12月11日(日)	白里亭	3,614人
⑤館蔵品展Ⅲ お正月～酉年～	12月20日(火)～ 平成29年1月29日(日)	白里亭	3,985人
⑥館蔵品展Ⅳ 四日市の劇場	2月4日(土)～3月12日(日)	白里亭	5,532人

3 教育普及事業

(1) 時空街道ツアー

体感型常設展「時空街道」を、博物館ボランティアが案内人となって案内。

4月24日(日)	時空街道ツアー	13:30～ 14:15～ 2回	15人
5月4日(水・祝)		13:30～ 14:15～ 2回	8人
7月24日(日)		13:30～ 14:15～ 2回	12人
8月14日(日)		13:30～ 14:15～ 2回	9人
9月4日(日)		13:30～ 14:15～ 2回	16人
12月4日(日)		13:30～ 14:15～ 2回	7人

(2) ミュージアムセミナー「四日市と道」

気鋭の研究者と当館学芸員による連続講座。

7月31日(日)	四日の市と道	田中伸一(当館学芸員)	21人
8月28日(日)	お蔭参りの道	廣瀬毅(当館学芸員)	22人
9月25日(日)	参宮でのおもてなし	岡田芳幸(皇學館大学研究開発推進センター教授・学芸員)	22人
10月30日(日)	中・近世の東海道と四日市	播磨良紀 (中京大学文学部教授)	35人
11月27日(日)	熊野街道と周辺の仏像	瀧川和也 (三重県総合博物館学芸員)	22人

(3) 古文書で知る江戸時代

古文書などの資料を使って江戸時代の暮らしや社会を知る講座。

4月10日(日)	江戸時代のあたりまえ①	67人
5月22日(日)	かな文字①	59人
6月5日(日)	かな文字②	60人
7月3日(日)	数字と単位	56人
8月21日(日)	異体字	67人
9月4日(日)	江戸時代のあたりまえ②	65人
10月2日(日)	お触れ書き①	62人
11月6日(日)	お触れ書き②	55人
12月25日(日)	時と暦	54人
平成29年 1月8日(日)	絵すごろく①	52人
2月5日(日)	絵すごろく②	57人
3月12日(日)	人相書き	64人

(4) 大人の社会科

博物館に興味を持つ大人を対象にしたワークショップ

5月15日(日)	バックヤードツアー	8人
7月10日(日)	学芸員体験①	6人
10月9日(日)	風呂敷 和のラッピング	11人
11月20日(日)	和綴じに挑戦	16人
平成29年 3月19日(日)	学芸員体験②	3人

(5) 「子ども博物館教室 親子でさぐる年中行事のヒミツ」

日本の美しい四季と共にある伝統行事の意味を知り、行事にちなんだ工作を行う。

4月24日(日)	端午の節句	4人
6月26日(日)	たなばた	17人
9月18日(日)	四日市祭	6人
12月11日(日)	お正月	2人
平成29年 2月19日(日)	ひな祭り	6人

(6) 「子ども博物館教室 ワークショップ」

子どもたちが展覧会や博物館に興味をもてるよう、楽しい教室や工作を行う。

5月8日(日)	まが玉をつくろう	90人
8月7日(日)	自然素材で怪獣アート	95人
10月16日(日)	3Dアートに挑戦!	42人
平成29年 1月15日(日)	むかしの道具を使ってみよう	中止

1月29日(日)	むかしのおやつをつくってみよう	13人
2月12日(日)	昭和っ子のあそび	18人

- (7)「子ども博物館教室 ジュニア学芸員養成講座」
博物館の仕事に興味をもつ子どもたちを対象にした教室。

5月29日(日)	パネルの作成	26人
6月19日(日)	四日市空襲の話を聞こう	15人
11月13日(日)	親子で博物館探検	22人
12月4日(日)	美術品に触れよう	8人

- (8)「丹羽文雄記念室」行事

4月17日(日)	作品朗読会「菜の花時まで」	22人
平成29年 3月5日(日)	原作映画上映会「飢える魂」	26人

- (9)「いちにの散策よっかいち」
まちなかで小さな発見！散歩のようなフィールドワーク。

6月4日(日)	東海道と浜往還	19人
平成29年 3月11日(日)	日永	7人

- (10) 博物館実習(大学生・大学院生対象)
5大学8人 8月30日(火)～9月2日(金)、6日(火)～9日(金)の8日間

- (11) 教員のための研修
スパイラル研修 3人
体験的博物館講座 38人

- (12) 中学生の職場体験
12校24人

- (13) 丹羽文雄記念室 語り部ボランティアの活動
四日市が誇る作家丹羽文雄をより一層市民に知っていただき、四日市の文化を再発見する取り組みとして、語り部の解説や、ゆかりの地を散策するルートのご案内を行っている。特に、毎月20日は「語り部の日」と定め、記念室で案内の活動を行っている。本年度の活動は延べ94人であった。

- (14) ボランティアの養成と協働
博物館ボランティアの登録数は、26年度の養成者54人、27年度養成者9人、28年養成者8人の71人で、研修を含む活動人数は延1,664人にのぼる。今後も新たなボランティアの養成をおこない、観覧者の知識や経験に応じた対話ができるような活動をめざしたい。

博物館ボランティア	71人
丹羽文雄記念室語り部	8人
古文書ボランティア	7人
合計	86人

(15) 講座講師の派遣

地区市民センター等館外で行われる講演会等への講師派遣を実施している。博物館の担うべき教育普及機能としての活動、市民の学習意欲を高めるための活動、また、博物館に親んでもらうための活動として積極的に対応しているところである。

月日	演題	主催者	参加者
5月12日	地獄と極楽の話	市民大学OB会19期会	45
5月19日	伊勢参宮と四日市	市民大学熟年クラス25期会	48
6月6日	地獄と極楽の話	大谷台一丁目シニアクラブ	19
6月8日	東海道と四日市宿	四日市中央ライオンズクラブ	28
6月25日	東海道と四日市宿	員弁郷土研究会	11
6月26日	東海道と四日市宿(富田立場)	賑わいのある文化の香るまちづくり委員会	41
6月29日	心をつつむふろしき	富田地区社会福祉協議会	13
7月20日	心をつつむふろしき	総合心療センターひなが	17
7月24日	伊勢参宮と四日市	保々歴史を語る会	13
8月22日	伊勢参宮と四日市	日永郷土資料館	45
8月25日	タイムトリップ 古文書をひもところ	橋北地区市民センター	27
10月6日	心をつつむふろしき	桜花台ふれあいサロン	25
10月16日	四日市の文化的土壌について	文化国際課	8
10月22日	伊勢参宮と四日市	員弁郷土研究会	15
10月25日	東海道と四日市宿	富田地区社会福祉協議会	27
10月26日	四日市の近代	四日市市すわ公園交流館、四日市とんてき協会	14
10月29日	みなと講座Ⅰ	四日市港管理組合	25
10月30日	伊勢参宮と四日市	ささえ愛のまち河原田の会	27
11月12日	みなと講座Ⅱ	四日市港管理組合	20
11月26日	東海道と四日市宿	平成の龍馬!東海道をゆく実行委員会	23
12月2日	因果応報の世界	下野・生き域ネット	45
12月2日	博物館の再発見	三重県博物館協会	54
12月9日	地獄と極楽の話	八郷地区連合社会福祉協議会	33
12月9日	地獄と極楽の話	八郷地区連合社会福祉協議会	47
12月11日	玉井兄弟	四日市案内人協会	87
12月20日	因果応報の世界	下野・生き域ネット	38
12月27日	因果応報の世界	下野・生き域ネット	44
1月19日	四日市の産業 近代~現代	霞栈橋管理安全協議会	16
2月2日	地獄と極楽の話	四郷在宅介護支援センター	27
2月3日	四日市港の歴史について	東京事務所	32
合 計 30回			914人

4 資料収集保存事業

(1) 博物館の諸活動のなかで、最も基本となる活動として、各資料の収集を図り、その保存に努めた。

(2) 資料燻蒸

資料は受け入れ毎に、随時、燻蒸庫にて燻蒸をおこない収蔵する。文化財 I P M (総合的有害生物管理) の手法で環境管理を実施し、虫菌害の発生しにくい環境を保持することで、収蔵庫燻蒸を極力おこなわず、環境への影響を低減するよう努めている。

(3) 資料の状況 (平成 29 年 3 月末現在)

1 人 文 科 学 資 料	区 分	実物・標本	模写模型
	(1) 考古	1,414	25
	(2) 美術工芸	3,307	30
	(3) 民俗	5,170	18
	(4) 歴史	10,722	62
	(5) 文学	4,917	8
	計	25,530	143

2 自 然 科 学 資 料	区 分	実物・標本	模写模型
	(1) 動物資料	0	0
	(2) 植物資料	3,273	0
	(3) 地学資料	130	2
	(4) 理工学資料	0	0
	(5) 天文資料	7	0
	(6) その他	0	0
計	3,410	2	

※資料点数合計 29,085

(4) 新収蔵資料

平成 28 年度購入資料

番号	資料名・作者等	分野	点数	年/月/日
1	四日市市上水道抄誌	歴史	1 点	29/1/27
2	三重朝明郡治要覧	歴史	1 点	29/1/28
3	四日市著名会社商店新年広告双六	歴史	1 点	29/2/24

平成 28 年度寄贈資料

番号	資料名	分野	点数	年月日
1	「尋常小学図画 五年」等教科書	歴史	7 点	28/6/7
	「護国の神 特別攻撃隊」	歴史	1 点	
2	群鶏図屏風 (六曲一双)	美術	1 点	28/6/7
	四季花鳥図屏風 (六曲一双)	美術	1 点	
	御在所岳頂上図 (掛幅)	美術	1 点	
3	消し壺	民俗	1 点	28/6/7
	蛍光灯	民俗	1 点	
	行李	民俗	1 点	
4	ポケットカメラ (トラベルワンテン)	民俗	1 点	28/6/7

5	ポーズ人形	民俗	1点	28/6/7
	松ぼっくりのこけし	民俗	1点	
6	人形	民俗	2点	28/6/7
	座布団	民俗	3点	
	ふろしき	民俗	1点	
	小学生裁縫箱	民俗	1点	
	足袋カバー	民俗	2点	
	手拭	民俗	4点	
	手提げかばん	民俗	3点	
	い草セカンドバッグ	民俗	1点	
	ハンドバッグ	民俗	2点	
	かっぽう着	民俗	1点	
	座布団カバー	民俗	2点	
	前掛け	民俗	1点	
	子ども用ウール絆纏	民俗	1点	
	おくるみ	民俗	1点	
7	ブラウス	民俗	1点	28/6/7
8	電卓付定規	民俗	1点	28/6/7
9	硬貨	歴史	9点	28/6/7
	メダル	歴史	7点	
	切手	歴史	1点	
10	映写機スクリーン	民俗	2点	28/7/20
	ソニーオープンリールデッキ	民俗	1点	
	テープ	民俗	15点	
	8mm カメラ	民俗	1点	
	テープ	民俗	16点	
	キャノン映写機	民俗	1点	
	C A B I Nスライド映写機	民俗	1点	
	フィルムケース	民俗	3点	
	フィルム	民俗	17点	
	タイプライター	民俗	2点	
	補充兵手牒	民俗	1点	
	海軍旗	民俗	1点	
11	黒電話	民俗	1点	28/7/20
	象印電子ジャーZ	民俗	1点	

	照明器具	民俗	1点	
12	ペナント	民俗	5点	28/8/19
	絵本	民俗	3点	
	ステレオレコードのジャケット	民俗	2点	
13	ハンガー	民俗	12点	28/12/8
	ポット	民俗	1点	
	蛍光灯	民俗	2点	
	手回しミシン	民俗	1点	
	電球ソケット	民俗	1点	
	プラグ	民俗	1点	
	日本諸礼式	民俗	1点	
	エキスポ70アルバム	民俗	3点	
	網戸	民俗	1点	
	ガラス戸	民俗	2点	
14	二段重箱等民具	民俗	46点	28/12/8
15	バラ帯	民俗	1点	28/12/8
16	新聞等民具	民俗	18点	28/12/8
17	封筒	民俗	1点	28/12/8
	ソノシート	民俗	2点	
	額縁	民俗	1点	
18	昭和42年 オカダヤチラシ	歴史	1点	28/12/8
19	初着セット	民俗	7点	28/12/8
	岡田屋包装	民俗	2点	
	箱	民俗	1点	
20	四日市諏訪神社祭礼図(出口對石筆)	美術	1点	28/12/8
21	タイガー ミローポット(タイガー魔法瓶)	民俗	1点	28/12/8
22	宮内黙藏全集 上・下巻	歴史	2点	29/1/11
	亀山文化第2号(2016年)	歴史	1点	
23	田中徳松(東錦堂)着用着物	歴史	2点	29/1/11
24	明治神宮図 加藤国堂筆	美術	1点	29/2/3
25	ワンピース	民俗	1点	29/2/9
	スカート	民俗	3点	
	スーツ上下	民俗	4点	
	ブラウス	民俗	2点	
	セーター	民俗	3点	

	ハンドバッグ	民俗	2点	
	手提げ鞆	民俗	2点	
	綿入れ羽織	民俗	1点	
	座布団	民俗	4点	
	座布団カバー	民俗	2点	
26	蚊帳吊手4本組(未使用)	民俗	2点	29/2/18
	新聞代領収書	歴史	1点	
	道路使用許可書	歴史	1点	
	肥料販売営業免許証	歴史	1点	
27	孫の手	民俗	1点	29/3/5
	ヤシカ 二眼レフカメラ	民俗	1点	
	ハクキンカイロ	民俗	1点	
	アイロンまんじゅう	民俗	1点	
	お玉	民俗	2点	
	大根つき	民俗	1点	
	籐のおもちや	民俗	1点	
	昭和の四日市の写真	民俗	4点	
28	朝日ソノラマ (1959年12月～1960年5月)	歴史	12点	29/3/11
	朝日ソノラマ 別冊	歴史	5点	
	朝日ソノラマ 特別付録	歴史	1点	
29	二眼レフカメラ用フィルムネガ	民俗	1点	29/3/19
	プリント写真	民俗	1点	
	昭和39年10月11日新聞	民俗	1点	
	東京オリンピックNHK実況録音集	民俗	1点	
30	足踏みミシン	民俗	1点	29/3/20
	ミシン付属品	民俗	1点	
	業務用糸棚	民俗	1点	
	大黒屋団扇	民俗	1点	
	団扇包装紙	民俗	1点	
	裁ち切り鋏	民俗	1点	
31	和文タイプライター	民俗	1点	29/3/28

平成28年度採集資料

番号	資料名・作者等	分野	点数	年/月/日
1	第24回参議院議員普通選挙のぼり旗	民俗	2点	28/7/12
2	うちわ	民俗	11点	28/7/27

3	算数セット	民俗	2点	29/2/15
4	えんぴつ	民俗	2点	29/2/15

平成 28 年度寄託資料

番号	資料名・作者等	分野	点数	年/月/日
1	下駄	考古	1点	28/5/10
	椀	考古	2点	
	小椀	考古	1点	
	折敷	考古	1点	
	蓋	考古	2点	
	柄杓	考古	1点	
	柄鏡箱	考古	2点	
	入れ歯	考古	1点	

5 調査研究事業

(1) 調査研究

学芸員の博物館専門職員としての資質を高め、専門分野の学術的研究をはじめさまざまな知識を享受し、特別展示の開催等、多くの事業に資するため、各種情報の収集に努めつつ、調査研究活動を行っている。今後も常設展示、特別展示等の充実、教育普及事業の活発化、各専門分野における自己研鑽に努めつつ、他の博物館や公共機関等の調査研究活動への協力、資料収集、展示等への技術的指導と助言・援助、また、いろいろな施設で開催される各種の講演会等への講師派遣など研究成果の還元を図っている。

そのため、館及び分野ごとの共通テーマに基づいた年度ごとの課題調査、学芸員個別の研究テーマによる調査、企画・特別展示に向けた事前の調査など、博物館の諸活動を支える基礎的活動を活発に展開していきたいと考えている。

課題調査

「市内所在資料・コレクション等調査」

「岩野見司旧蔵考古資料調査」

「次年度以降企画・特別展示調査」

「昭和のくらし道具調査」

「江戸期から明治期の四日市の景観の研究調査」

「市内寺院調査」

「教育普及事業（ワークショップ・学習支援展示）調査」

(2) 館蔵資料の翻刻作業

古文書ボランティアによって月2回ずつ当館にて活動していただいている。本年度の活動は延べ84人であった。その成果については今後発表していく予定である。

(3) 入館者調査

今後の博物館のあり方や、企画、運営等に資するため、展覧会ごとに「観覧者アンケート」を実施し、入館者の情報を分析して、市民、利用者のニーズの把握に努めた。

2 プラネタリウム事業

1 GINGA PORT 401

博物館5階フロアを宇宙の港、銀河ポート401とし位置づけ、「地球から見た宇宙」という視点だけでなく、「宇宙からみた地球、宇宙からみた四日市」という新たなまなざしで、私たちの星である「かけがえのない地球」を見つめ直すことをコンセプトにしている。宇宙と地球環境を柱に据えたプラネタリウム事業を展開している。



- (1) コズミックギャラリーには、JAXA コーナーを設置し、宇宙服のレプリカや JAXA から貸与を受けた宇宙食や人工衛星の模型を展示し、地球環境をテーマとした映像を壁面に映し出した。また、番組内容に合わせて、アインシュタインが考えた「相対性理論」に関する歴史年表や、ロケットのペーパークラフト、ロケット用バルブなどの展示を行った。
- (2) コズミックラウンジには、これまで使っていたプラネタリウム投映機を展示し、星空の映し方について解説するコーナーを設けた。また、ラウンジでは、番組に関連したワークショップを行った。
- (3) プラネタリウムドームを宇宙船（コズミッククルーザー）と位置づけ、宇宙船に乗って宇宙からみた星空や宇宙の旅を楽しめるようにした。平成28年7月には、当館の1億4000万個の星を映し出す投映機が、世界で最も多くの星を映し出す機器として世界記録に認定された。

2 プラネタリウム投映事業

投映時間を45分間とし、4季節に合わせて3種類の番組（一般番組、ファミリー番組、星空番組）を投映した。なお、星空番組「スペース・ミュージアム」については、機器の特性を生かしたフルライブで解説する自主制作番組とした。また、新たな取り組みとして、幼児向けに「はじめてのプラネタリウム」を期間限定で投映した。前半約20分間は、後半の作品に合わせたお話や演出をライブで行い、多くの親子連れで賑わった。さらに、6月からは毎週土曜日に夜間開館を実施し、特別番組の投映や講演会やライブコンサートなどを行った。

<季節番組のタイムテーブル>

投映時間	一般番組	ファミリー番組	ファミリー番組	一般番組	星空番組	夜間特別番組
平日				14:30	15:45	
土・日・祝 学校園 長期休暇期間	10:15	11:30	13:15	14:30	15:45	<土曜限定> 18:30

※夏休み期間に限り、星空番組に替えて学習番組を投映した。

- (1) 季節番組（料金：一般540円 高・大生380円 小・中生210円 幼児無料）

	番組名 / 投映期間	投映回数	観覧者数
春番組 3/19(土) ～6/5(日) 69日間	一般番組「赤い惑星 火星が接近！」 69日間	94回	2,285人
	平成28年度分(4/1～6/5) 58日間	75回	1,758人
	ファミリー番組「ちびまる子ちゃん～星にねがいを～」 36日間	72回	4,620人
	平成28年度分(4/1～6/5) 28日間	56回	3,480人
	星空番組「スペース・ミュージアム-春-」 68日間	68回	1,496人
夏番組 6/14(火)	平成28年度分(4/1～6/5) 57日間	57回	1,154人
	一般番組「コズミックフロント～時間旅行～」 73日間	123回	4,089人
	ファミリー番組「妖怪ウォッチ～プラネタリウムは星と妖怪がいっぱい～」 50日間	107回	13,582人

～9/4(日) 73日間	星空番組「スペース・ミュージアム-夏-」 (6月14日～7月20日、9月1日～9月4日) 33日間	33回	890人
	学習番組「感動体感!これが宇宙ロケットの打ち上げだ!」 (7月21日～8月31日) 37日間	37回	2,135人
秋番組 9/13(火) ～12/11(日) 78日間	一般番組「月とこよみ」 78日間	109回	2,322人
	ファミリー番組「それいけ!アンパンマン ～ちびおおかみと月のふしぎ～」 31日間	62回	5,501人
	星空番組「スペース・ミュージアム-秋-」 77日間	77回	1,824人
冬番組 12/20(土)～ H29 3/12(日) 67日間	一般番組「オーロラの調べ 神秘の光を探る」 67日間	96回	4,069人
	ファミリー番組「星の王子さま」 29日間	58回	2,541人
	星空番組「スペース・ミュージアム-冬-」 66日間	66回	1,215人
春番組 H29 3/18(土) ～6/4(日) 69日間	一般番組「太陽系最大の惑星 木星」 69日間	96回	2,354人
	平成28年度分(3/18～3/31) 12日間	21回	609人
	ファミリー番組「かいけつゾロリ～うちゅうの勇者たち～」 29日間	72回	4,051人
	平成28年度分(3/18～3/26) 9日間	18回	1,363人
	星空番組「そらんぼ 星空への招待-春の句-」 69日間	69回	992人
	平成28年度分(3/18～3/31) 12日間	12回	210人
合計	平成28年度季節番組	288日間	1,007回 46,742人

※一般番組、ファミリー番組については1回ずつ字幕付き投映を実施した。
 ※ヒアリンググループを常設。

○春番組

一般番組 「赤い惑星 火星が接近!」(自主制作番組)

平成28年5月に約2年2か月ぶりに火星が地球に最接近することをテーマとした当館自主制作番組。火星の解説をはじめ、火星探査の最新情報をもとに未来の火星探査についても取り上げた内容とした。宇宙船に乗って火星まで行き大地を巡るといふ、全天周映像の長所を活かした演出は好評で「きれいな映像で迫力があつた。」「まるで火星に行ったような体験ができた。」という感想があつた。時機にかなつたテーマ設定と、プラネタリウム機器の特徴を活かした演出がこの番組の大きな魅力であるが、観覧者の反応や感想を見ると、それがあつた程度伝えられたのではないかと感じ取れた。(天文係 中村恵)



ファミリー番組 「ちびまる子ちゃん～星にねがいを～」

長年にわたり愛され続ける「ちびまる子ちゃん」のプラネタリウムオリジナル番組。まる子たちが生活する70年代の世界観と、人気のキャラクターたちにより、子どもから大人まで幅広い世代が星の話題に親しめるよう演出されていた。また、「星占い」をきっかけに黄道12星座や惑星の話題につながるストーリー展開も、この番組の魅力の一つだと感じた。「星占い」は生活に身近な話題であることから、親しみやすく「自分の星座について知りたい。」「実際の空で星を見つきたい。」といった興味関心につながっていったのだと思う。

(天文係 中村恵)



星空番組 「スペース・ミュージアム-春、夏、秋、冬-

～宇宙の宝石コレクション～」(自主制作番組)

前年度に引き続き、見ごろの星と、メシエ天体などの星雲、星団を紹介する番組。季節ごとに星座や天体を変えて紹介し、また、世界一に認定された光学式投影機の性能を十分に発揮させた星空を、じっくりと楽しめる番組構成とした。2年目ということで、前年度とは異なる天体を取り上げたり、ストーリー展開に変化を加えたりすることで、季節ごとに足を運んでくださるリピーターの方々も少なくなかった。アンケートでは安定した評価を受けており、中でも一年を通して一番評価が高かった項目は星空解説であった。同じ季節の星空をテーマにした番組でも、当館ならではのオリジナル性を持たせ、観覧者を惹き付ける魅力ある番組作りを心がけたい。(天文係 中村恵)



○夏番組

一般番組 「コズミックフロント～時間旅行～」

NHKの人気科学番組コズミックフロントのプラネタリウム版である。普段見えない時間や重力などについて高精細な映像でわかりやすく解説されており、難しさとおもしろさを兼ね備えた科学好きの大人に満足できる番組であった。

中学校との連携を図るため、市内の中学校1年生全員に配布した学習参加券で観覧できる番組として、夏休みの学習に活用できるよう設定した。

番組が始まる前に、観覧者全員に番組内容が要約されたスタディガイドを配布し、難しい内容を補った。しかし、大変難しかったという感想が多くみられた。ただ、宇宙の最先端の科学に興味を持たれた方も多く、ふだんとは違った高度な番組に満足されている方もいた。また、コズミックギャラリーでは、アインシュタインの相対性理論に至る歴史年表を展示し、時代背景がわかるようにした。(天文係 伊藤達郎)



ファミリー番組 「妖怪ウォッチ～プラネタリウムは星と妖怪がいっぱい～」

人気の漫画「妖怪ウォッチ」のプラネタリウム番組を放映した。

大変人気の高いアニメで、夏休み中は満席の状態が続いた。そのため、急遽夏休み期間の土曜日17時から臨時で放映を行った。そのため、リニューアルしてから放映した番組の中では、過去最高の観覧者数になった。

ストーリーの途中では、宇宙について何問か三択クイズが出題される場面があり、子どもたちは、予想した番号を口にし、正解が発表されると歓声が上がることもあった。アンケートでも「楽しく学べた。」「分かりやすく勉強になった。」という回答があり、宇宙について楽しく学ぶための今後の番組制作の参考になる番組であった。(天文係 位田卓也)



学習番組 「感動体感！これが宇宙ロケットの打ち上げだ！」

市内中学校1年生全員に学習参加券を配布し、夏休みの課題として今回の学習番組を観覧してもらった。ロケットのしくみや打ち上げの様子など、大変わかりやすい内容であり、学習番組としてふさわしいものであった。また、ロケットの打ち上げは実写映像であることから、打ち上げシーンを見ているかのような体感があった。特に、当館の音響機器により映像と迫力ある音によってリアルさを増していた。そのため、中学生だけでなく多くの市民の方にも満足して観覧していただくことができた。また、日本のロケットについて理解を深めることを目的に、コズミックギャラリーにてJAXAのロケット解説パネルやロケットバルブ、ロケットのペーパークラフトの展示を行った。(天文係 伊藤達郎)



○秋番組

一般番組 「月とこよみ」(自主制作番組)

毎日形が変わる月が、かつて、カレンダー(暦)としての役割をもっていたことに焦点を当てた生解説番組。日本で最初の暦が作られた江戸時代にワープし、300年前の当日の星空の下、月の満ち欠けや日本の暦の歴史、月見の風習などについて解説した。また、月見の名称や俳句に詠まれた月の形を当てるクイズを行い、日本らしい情緒や季節感を感じられるような番組とした。アンケートでは「おもしろくわかりやすい」「日本的でゆったりしていた」といった感想のほか、小学生からも「怖くない番組で星を知ることができるものが好き。」などの声が寄せられた。
(天文係 右近留美子)



ファミリー番組 「それいけ!アンパンマン~ちびおおかみと月のふしぎ~」

一般番組と合わせ、月をテーマに扱ったキャラクター番組を放映した。人気アニメ「アンパンマン」のキャラクターを通して、クイズを交えながら月の満ち欠けや、地球と月の距離など、子ども達にもわかりやすく月について知る内容。観覧者アンケートでは、番組前半の星空解説に対する満足度が高かった。星空だけではなく月の話題にも触れ、本編につながるような解説を心がけた。今後も観客が星空に興味を持ってもらえるような放映を心がけていきたい。(天文係 位田卓也)



○冬番組

一般番組 「オーロラの調べ 神秘の光を探る」

CGアーティストKAGAYA氏による、オーロラをテーマとした美しい映像作品を放映した。本編に入る前の星空解説では、オーロラを見るために飛行機でアラスカへ行くという演出で、アラスカの星空を再現し、そこでの北極星やオリオン座の見え方(高度)を確認した。本編ではオーロラにまつわる北欧神話や、様々なタイプのオーロラ実写映像、オーロラが光るしくみについての解説などがあり、躍動感のある映像と音楽を楽しめる作品となっていた。アンケートでは「映像がきれい。」「感動しました。」などの回答があり、満足度の高さが感じられた。(天文係 右近留美子)



ファミリー番組 「星の王子さま」

サン=テグジュペリによる名作「星の王子さま」を美しい映像で描いた作品。大人になって、いつの日か忘れてしまった大切な何かを思い出させてくれる物語。ファミリー番組だったが、子どもだけでなく大人も十分に楽しめる作品で、大人の観覧者も多かった。人気のあるアニメのキャラクターなどで、天文に興味を持ってもらうことも大切なことだが、ストーリーの内容やメッセージ性も大切にしていきたい。今後の番組選定でも、こういった点について評価していきたい。
(天文係 位田卓也)



(2) 特別番組

① 幼児向け特別番組 料金：季節番組と同じ 10:15~11:00

月 日	テ ー マ	観覧者数
4月8日(金)・15日(金)・22日(金)、4月29日(金・祝)~5月8日(日)	「はじめてのプラネタリウム」(星うさぎと月のふね)」	956人

幼児向け特別番組 「はじめてのプラネタリウム 星うさぎと月のふね」

子育て支援の一環として、未就学児とその保護者が気がねなく楽しめるプラネタリウムとして実施。

番組では、職員による星空解説の代わりに、月とうさぎについて楽しくそしてわかりやすくお話をすることで、未就学児が、プラネタリウム空間に慣れてもらえるような配慮をした。また、ドーム内は、足元灯をつけて真っ暗にはしないことで安全面の配慮も行った。さらに、関連イベントとしてゴールデンウィーク期間中には、おりがみを使った工作教室も行い大変好評であった。

番組アンケートでは、参加者の約95パーセントが「幼児向け番組をまた見たい。」という結果を受けて、今後も引き幼児向けのプラネタリウムに取り組んでいきたい。

(天文係 加藤正之)



② 夜間特別投映 料金：季節番組と同じ 18:30～19:15

月 日	テ ー マ	観覧者数
6月4日（土）～ 9月3日（土）の土曜日	「リオデジャネイロに輝く星たち～南十字星に願いを～」	177 人
9月17日（土）～ 12月3日（土）の土曜日	「オーロラの調べ 神秘の光を探る」	361 人
12月24日（土）～ 平成29年3月11日（土）の土曜日	「太陽系惑星ツアー～天然温泉めぐり～」	184 人
平成29年3月18日（土）～ 6月3日（土）の土曜日	「12 星座物語」	292 人
平成28年度分（3月18、25日）		31 人

夜間特別番組 「リオデジャネイロに輝く星たち」(自主制作番組)

2016年夏のオリンピックに合わせて、開催地ブラジルの星空やオリンピックをテーマに制作した生解説番組。オリンピックの歴史やギリシャ神話、ブラジルの国旗に描かれた星の意味についての話を織り交ぜながら、ギリシャや古代メソポタミア、そして南半球の星空などを巡った。最後にブラジルの星空を再現し、国旗に描かれた星空の実際の見え方を確かめながら、国旗に込められた、ブラジルの人々の想いを紹介した。夏休み時期には家族連れの姿もあり、生解説であることを喜ぶ声も聞かれた。今後も、人々の興味・関心の高い、タイムリーなテーマを柔軟に取り入れた番組制作を大事にしていきたい。(天文係 右近留美子)



夜間特別番組 「太陽系惑星ツアー ～天然温泉めぐり～」(自主制作番組)

日本独自のお風呂文化から温泉をキーワードに、太陽系の惑星や衛星をめぐる旅番組。お湯につかる文化のルーツや温泉の熱源の起源なども紹介し、地球が今も生きていくこと（火山活動など）を伝え、地球の鼓動を感じてもらえるような番組構成とした。また、演出としては、2,500年前の古代ギリシャの星空再現や木星の衛星「イオ」から見た地球など、プラネタリウムらしい演出に心掛けた。

番組の最後には、熱が生命の進化に欠かせないことに触れ、JAXAの小惑星探査機「はやぶさ2」のミッションを取り上げた。当館では、これまでに小惑星探査機「はやぶさ」関連の事業に取り組んできており、今後も身近な話題や興味や関心度の高い天文イベントについての番組作りをJAXAなどの協力を得ておこなっていく。(天文係 加藤正之)



※秋の夜間特別番組は冬の一般番組「オーロラの調べ 神秘の光を探る」の先行投映とした。

③ 宇宙塾 料金：800円（前売り制） 18:00～19:30

月 日	テーマ	講師	観覧者数
6月18日(土)	「わたしたちの地球を守るために～JAXAの地球環境問題への取り組み～」	JAXA地球観測研究センター 可知美佐子	108人
平成29年 1月9日(月・祝)	CGアートの世界～世界の星空を求めて～	CG作家 KAGAYA	135人
1月14日(土)	南極のオーロラ～南極観測60周年：極地から探るオーロラとジオスペース～」	国立極地研究所教授 宮岡宏	47人

※各回とも、理科教育推進のための教員観覧枠（無料）を20人分設けた。

④ ライブコンサート 料金：600円/お月見コンサートは1,200円（前売り制）18:30～20:00

月 日	テーマ	出演者	観覧者数
9月24日(土)	全国ファミリー音楽コンクール・プレコンサート	ワッシーファミリー Swing girls and a boy (グランプリ受賞グループ)	103人
10月8日(土)	お月見コンサート	松井祐貴 (ギタリスト)	140人
11月12日(土)	秋の夜長コンサート	細川敦朗 (フルーティスト) 池田寿美子 (ピアニスト)	143人
平成29年 2月11日(土)	星空のラブソング バレンタインコンサート	樋泉あき (玉川学園)	46人

⑤ CDコンサート 料金：600円（前売り制） 18:30～19:30

月 日	テーマ	観覧者数
12月10日(土)	「冬の星空とクリスマス特集～光と宇宙のシンフォニー」	138人

(3) 学習放映

①天体学習プログラム（保育園、幼稚園、小・中学校、特別支援学校等の団体利用）

期間：平成28年4月～平成29年3月

放映：平日①9:50～10:35、②11:10～11:55、③13:15～14:00

季節の星座を中心に年齢・学年に応じた、生解説による双方向型の学習用プラネタリウム放映

月	テーマ	校数	観覧者数
5月	保 幼 星空動物園へようこそ	6園	317人
	小 春の星座と惑星クイズに挑戦！	0校	0人
	中 惑星クイズに挑戦！	2校	220人
	特別支援学級など	1校	23人
	その他	0団体	0人

6月～7月	保 幼 七夕物語 小 星座早見盤の使い方と夏の大三角 中 惑星クイズに挑戦！ 特別支援学級など その他	77園 7校 6校 0校 0団体	3,178人 533人 700人 0人 0人
9月～10月	保 幼 お月さまのお話 小 月の動き（小4）、月と太陽（小6） 中 天の川は銀河系！！ 特別支援学級など	1園 21校 9校 0校	17人 1,364人 1,478人 0人
11月～12月	保 幼 アンドロメダ姫物語 小 月の動き（小4）、月と太陽（小6） 中 月の運動と見え方 特別支援学級など その他	4園 18校 3校 2校 1団体	152人 1,220人 476人 27人 65人
平成29年 1月～3月	保 幼 うたのプラネタリウム 小 オリオン座の動きと冬の大三角 中 惑星と恒星 特別支援学級など その他	20園 12校 2校 7校 2団体	896人 872人 108人 96人 44人
合計	放映回数 159回	201団体	11,786人

②環境学習プログラム（小・中学校などの団体）

期間：平成28年4月～平成29年3月

放映：平日 ① 9:50～10:20 ② 10:30～11:00 ③ 11:10～11:40

④ 11:50～12:20 ⑤ 13:15～13:45

四日市公害と環境未来館からの依頼を受けて、環境番組「アースメッセージーかけがえのない惑星（ほし）へー」を放映。

月	団体	観覧者数
6月	小学校5年生	2校 166人
7月	小学校5年生	1校 41人
9月	小学校5年生	2校 121人
	大学生	1校 13人
10月	小学校5年生	8校 554人
11月	小学校5年生	12校 669人
12月	小学校5年生	6校 262人
2月	小学校5年生	2校 99人
3月	小学校5年生	1校 64人
合計	放映回数 32回	35校 1,989人

(4) その他投映

① 研修・視察等の団体向け特別投映 投映7回 (5団体)

月 日	時 間	テ ー マ	観覧者数
5月12日(木)	①11:30~11:50	四日市市新採研修	30人
	②16:30~16:50		30人
5月25日(水)	13:00~13:45	中国市長訪日代表团	18人
7月28日(木)	①18:00~18:45	東海北陸地区私立幼稚園教育研究 三重大会	48人
	②19:00~19:45		55人
9月30日(金)	11:10~11:55	中部コンベンション連絡協議会	24人
11月10日(木)	12:00~12:20	三重の会	19人

② 視察団体向けのガイダンス投映 投映13回 (13団体)

月 日	時 間	団体名	観覧者数
6月23日(木)	16:30~16:40	環境省	4人
7月20日(水)	11:00~11:10	ロングビーチ姉妹都市協会会長夫妻	2人
8月2日(火)	16:40~16:50	地球環境塾	21人
10月11日(火)	11:10~11:25	日本アエロジル株式会社	31人
10月11日(火)	12:00~12:20	三重県日台親善協会	6人
10月23日(日)	17:30~18:00	地域包括ケア講演会講師 北原佐和子氏	4人
12月8日(木)	13:30~14:20	府中市郷土の森博物館	2人
12月20日(火)	10:30~12:00	安城市生涯学習課他	8人
12月20日(火)	15:45~16:230	北九州市青少年課	2人
12月20日(火)	12:00~12:10	ミャンマータンダリー管区首相訪日 代表团	11人
平成29年 1月24日(火)	13:30~14:20	ガस्पロムネフチ社	8人
1月26日(木)	10:20~10:30	四日市観光・シティプロモーション 協議会 教育旅行体験ツアー	35人
2月8日(水)	14:00~16:30	鹿児島市立科学館	3人
2月9日(木)	10:00~10:15	国立科学博物館	5人

3 天文教育普及事業

- (1) コズミックスクール
コズミックラウンジにて行う天文工作

月 日	時 間	内 容	材料費	参加者数
4月29日(金・祝) ～5月8日(日)	11:00～12:00	おりがみで星をつくろう	無料	436人
5月3日(火・祝) ～5月5日(木・祝)	11:00～12:00	傘袋ロケットをつくろう	無料	238人
7月30日(土) 8月6日(土)	① 9:45～13:00 ② 12:15～15:30	プラネタリウムについて知ろう	800円	58人
8月12日(金) 8月13日(土)	13:15～18:00	ロケットのしくみを知ろう	200円	32人
10月1日(土)	15:00～16:30	万華鏡をつくろう	200円	25人
12月23日(金・祝)	① 10:30～11:15 ② 11:30～12:15 ③ 13:15～14:00 ④ 14:15～15:00	万華鏡をつくろう	200円	43人
平成29年 3月25日(土)	16:30～19:30	天体望遠鏡をつくってすばる を見よう	2,500円	18人

※材料費は1セットの金額

※10月1日は楠歴史民俗資料館にて実施

- (2) プラネタリウム指導者研修 教員向け(天文教育研修など) (申込み制)

月 日	時 間	内 容 / 対 象 / 場 所	参加者数
6月18日(土)	18:30～20:00	「わたしたちの地球を守るために～JAXAの 地球環境問題への取り組み～」	13人
8月8日(月)	9:30～12:00	プラネタリウムの学習投映について (小学校対象)	58人
8月8日(月)	13:00～16:30	プラネタリウムの学習投映について (中学校対象)	32人
8月20日(土) 8月21日(日)	17:30～19:30 9:00～12:30	四日市こども科学セミナー パート5 「だいちの星座 電波反射器をつくって大地 に星座を描こう！」(スパイラル研修)	7人
平成29年 1月9日(月・祝)	18:30～20:00	「CGアートの世界～世界の星空を求めて～」	2人
1月14日(土)	18:30～20:00	「南極のオーロラ～南極観測60周年：極地か ら探るオーロラとジオスペース～」	4人

※6月18日、1月9日、1月14日は宇宙塾(教員観覧枠)

(3) 公開観望会

移動天文車きらら号が出動しない観望会（自由参加 無料）

月 日	時 間	内 容	場 所	参加者数
8月12日(金)	19:00～21:00	ペルセウス座流星群観望会	伊坂ダム	163人

(4) 学校連携事業

①要請により市内の中学校で出前授業を行う。移動式プラネタリウムを用いて星の日周運動と年周運動、北極・赤道での太陽の動き、月の満ち欠けなどを担当の理科教諭とともに授業を行う。

実施日…11月14日から12月2日までの原則火・水・木・金曜日

実施校…6校（実績：656人）



11月22日(火)	西陵中学校	66人	11月30日(水)	富田中学校	95人
11月25日(金)	西笹川中学校	73人	12月1日(木)	桜中学校	135人
11月28日(月)	西朝明中学校	114人	12月2日(金)	大池中学校	173人

②プラネタリウム学習番組を期間中に無料観覧できるようにする。

期間：7月21日(木)から8月31日(水)までの夏休み期間

対象：市内中学校1年生（実績：932人）

(5) JAXA連携事業 四日市こども科学セミナー（申込み制）

日 時	内 容 / 場 所	参加者数
8月20日(土) 17:30～19:30 8月21日(日) 9:00～12:30	JAXA コズミックカレッジ in 四日市 だいちの星座～電波反射器をつくって大地に星座を描こう！～ 講師：鈴木浩之、大木真人 会場：四日市大学（電波反射器の製作、地球観測衛星だいちによる地上撮影）	83人

※教育支援課の予算にて実施し、申込みと抽選業務は委託した。

(6) 出前講座など

月 日	内 容 / 場 所	主催者	参加者数
6月29日(水)	3Dで宇宙のお話／水沢病院	医療法人安仁会 水沢病院	130人
7月30日(土)	3Dで宇宙のお話／少年自然の家	四日市市こども未来部こども未来課	40人

(7) 移動天文車「きらら号」事業

天文ボランティア (37 人) の協力を得て観望会を実施。

① 派遣事業

要請により市内各地へ出動して観望会を行った。天候不順による観望会中止時で希望する団体には、天文教室を実施した。

稼動予定回数 30 回 (うち実施回数 22 回、中止時の天文教室回数 3 回)

参加者数 2,308 人 (中止時の天文教室参加者数 120 人)

ボランティア参加数 73 人 (延べ人数)

② 主催事業

季節に見ごろの惑星などの観望会を、市民公園で実施した。対象は子どもから大人まで。

稼動予定回数 15 回 (うち実施回数 9 回)

参加者数 985 人

ボランティア参加数 32 人 (延べ人数)



月 日	時 間	テ ー マ	場 所	参加者数
4 月 23 日 (土)	19:30~21:00	木星を見よう	市民公園	天候不順により中止
5 月 28 日 (土)	19:30~21:00	木星と火星を見よう	市民公園	139 人
6 月 25 日 (土)	19:30~21:00	木星と火星と土星を見よう	市民公園	天候不順により中止
7 月 23 日 (土)	19:30~21:00	火星と土星を見よう	市民公園	152 人
8 月 9 日 (火)	19:30~21:00	伝統的七夕の日に織姫と彦星を見よう	市民公園	173 人
8 月 27 日 (土)	19:00~20:30	夏の大三角と土星を見よう	市民公園	185 人
9 月 15 日 (木)	18:30~20:00	中秋の名月を見よう	市民公園	天候不順により中止
9 月 24 日 (土)	18:30~20:00	夏の大三角を探そう	市民公園	天候不順により中止
10 月 13 日 (木)	18:00~19:30	十三夜の月を見よう	市民公園	20 人
10 月 22 日 (土)	18:00~19:30	秋の四辺形を探そう	市民公園	天候不順により中止
11 月 26 日 (土)	17:00~18:30	秋の四辺形と金星を見よう	市民公園	天候不順により中止
12 月 24 日 (土)	17:00~18:30	金星とすばるを見よう	市民公園	80 人
平成 29 年 1 月 28 日 (土)	18:00~19:30	金星と火星とすばるを見よう	市民公園	90 人
2 月 25 日 (土)	18:30~20:00	冬の大三角を探そう	市民公園	70 人
3 月 25 日 (土)	10:30~12:00	太陽を見よう	市民公園	76 人

(8)ガリレオ教室 (天文ボランティアとの協働)

月 日	時 間	テ ー マ	場 所	参加者数
4月10日(日)	①11:00~11:20 ②14:00~14:20	火星のひみつ	コズミック ラウンジ	16人 13人
7月10日(日)	①11:00~11:20 ②14:00~14:20	流れ星のひみつ	コズミック ラウンジ	12人 28人
10月9日(日)	①11:00~11:20 ②14:00~14:20	日本に伝わる秋の名月	コズミック ラウンジ	9人 12人
11月13日(日)	①11:00~11:20 ②14:00~14:20	金星のひみつ	コズミック ラウンジ	4人 10人
12月11日(日)	①11:00~11:20 ②14:00~14:20	金星のひみつ	コズミック ラウンジ	18人 17人
平成29年 1月8日(日)	①11:00~11:20 ②14:00~14:20	宇宙空間のひみつ	コズミック ラウンジ	26人 36人
2月12日(日)	①11:00~11:20 ②14:00~14:20	宇宙空間のひみつ	コズミック ラウンジ	18人 14人
3月12日(日)	①11:00~11:20 ②14:00~14:20	惑星のひみつ	コズミック ラウンジ	25人 16人
合計	全16回実施			274人

(9)天文ボランティア養成講座 (申込み制/5回連続講座)

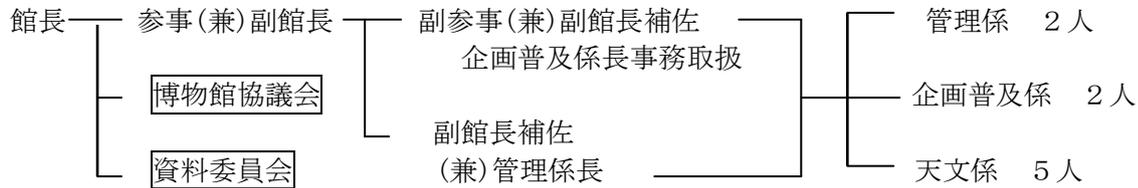
月 日	時 間	内 容	場 所	参加者数
平成29年 1月21日(土)	13:30~17:30	ボランティア活動とは	講座室	延べ100人
2月5日(日)	16:00~18:30	最新機器を使った観望会の持ち方	講座室	
2月12日(日)	13:30~15:30	天文学入門	講座室	
2月25日(土)	16:30~18:30	星座早見盤、望遠鏡の使い方	プラネタリウム・講座室	
3月5日(日)	13:30~16:30	具体的活動について	講座室	

II 管理・運営

1 組織

(1) 職員構成

(平成 29 年 3 月末現在)



(2) 事務分掌

[管理係]

- (1) 博物館事業の調整及び運営に関すること。
- (2) 調査、統計及び報告に関すること。
- (3) 博物館協議会に関すること。
- (4) 施設の維持管理及び館内の秩序維持に関すること。
- (5) 施設の使用許可に関すること。
- (6) 観覧券の発売及び入館者の受付、案内等に関すること。
- (7) 楠歴史民俗資料館に関すること。
- (8) 館の庶務に関すること。

[企画普及係]

- (1) 特別展示の企画及び開催に関すること。
- (2) 常設展示及び特別展示の利用者への説明、指導等に関すること。
- (3) 博物館資料の収集、保管、展示、貸出及び利用に関すること。
- (4) 博物館資料の調査研究及び報告書の刊行頒布等に関すること。
- (5) 講演会、講習会、研究会等の開催に関すること。
- (6) 博物館資料の購入、受贈及び受託に関すること。
- (7) 博物館の広報に関すること。

[天文係]

- (1) プラネタリウムの映写及び天体観測に関すること。
- (2) 天文知識の普及及び啓発に関すること。
- (3) 天文資料の収集、保管、展示及び調査研究に関すること。
- (4) 移動天文車に関すること。

2 決算

平成 28 年度

[歳入]

(単位：千円)

科目			決算額
使用料及び手数料 使用料 教育使用料 社会教育使用料	博物館使用料 楠歴史民俗資料館使用料	博物館観覧料 プラネタリウム観覧料 施設使用料 特殊器具使用料 敷地占用料 施設使用料	4,203 14,575 2,487 8 4 1
財産収入 財産売払収入 物品売払収入 物品売払収入	市史等売払収入	図録等	1,038
諸収入 雑入 雑入 実費弁償金 雑入	庁舎等管理運営費分担金 教育費雑入 各種講座受講料 その他雑入 不可予知収入	委託販売手数料 博物館事業費助成金 講師派遣受託料 セミナー・教室等参加料 各種原稿執筆料	699 1,063 1,500 5 265 2 1
計			25,851

[歳出]

(単位：千円)

科目	決算額	管理運営	設備維持 管理費	調査 研究	展示開催	資料収集	教育普及	フォーラム 放映	天文普及・ 移動天文車 維持管理	橿原民 俗資料館
報酬	127	127								
賃金	10,856	2,281		133	1,224	2,095	1,304			3,819
報償費	977			194	55		71	557	60	40
旅費	539	154		160	65	1	4	154	1	
需用費	35,577	20,186	5,117		3,508	1,404	218	1,124	700	3,320
役務費	5,228	1,484			3,117		314	228		85
委託料	84,675	12,092	55,264		11,443	715	54	3,036	805	1,266
使用料及 び賃借料	19,503	1,263	12			726		16,385	794	323
備品購入費	516					79				437
負担金補助 及び交付金	14,472	60		12	14,390			10		
計	172,470	37,647	60,393	499	33,802	5,020	1,965	21,494	2,360	9,290

3 博物館協議会

四日市市立博物館協議会は、博物館の運営に関して館長の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べる機関として、博物館法及び四日市市立博物館条例の規定に基づき設置されるもので、平成5年6月1日付けで委員17人（定数20人以内）を委嘱（任期2年）して発足した。平成28年度委員は下表のとおりである。なお、平成28年度協議会は2回開催された。

- 第1回 平成28年8月16日(火) 15:00～16:30
議題：①平成28年度上半期事業実施状況について
②平成29年度事業方針について
- 第2回 平成29年3月13日(月) 13:30～15:15
議題：①平成28年度下半期事業実施状況について
②平成29年度事業計画案について

[四日市市立博物館協議会委員]

	氏 名	職 名
学校教育関係	小林 一也	四日市市小学校長会代表
	岡山 泰三	四日市市中学校長会代表
	齊藤 清美	四日市市公立幼稚園長会代表
	水谷 浩三	私立学校代表
社会教育関係	笠井 得生	四日市市自治会連合会代表
	竹下 すま子	四日市市社会教育委員代表
	大野 美香	四日市市立博物館ボランティアの会代表（博物館）
	清水 智子	四日市市立博物館ボランティアの会代表（天文）
学識経験者	石田 昇三	四日市市文化財保護審議会代表
	播磨 良紀	中京大学文学部教授
	伊藤 信成	三重大学教育学部教授
	北原 政子	おんたけ休暇村天文館館長
	小林 良輔	四日市市立博物館前館長
※	市川 末須	四日市市PTA連絡協議会代表

※家庭教育の向上に資する活動を行う者

4 施設の利用

当館の施設の利用については、四日市市立博物館条例第5条により、特別展示室及び講座室を博物館の設置目的に反せず、博物館事業に支障のない範囲において、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するものについて利用を許可している。平成28年度実績は、以下のとおりである。

[特別展示室]

- ・墨友会書作展
平成29年3月18日(土)～20日(祝・月) 墨友会
- ・パッチワークキルト展
平成29年3月22日(水)～26日(日) キルト工房「針の詩」

[講座室]

- ・四日市公害と環境未来館見学に伴う説明及び四日市公害裁判映像視聴
4月14日(木) 四日市公害と環境未来館
- ・平成28年度第1回四日市市環境保全審議会
5月10日(火) 環境保全課
- ・第52回三重県下水道協会総会
5月13日(金) 三重県下水道協会
- ・四日市公害と環境未来館見学に伴う説明及び四日市公害裁判映像視聴
5月19日(木) 四日市公害と環境未来館
- ・四日市公害と環境未来館見学に伴う説明及び四日市公害裁判映像視聴等
6月1日(水)・2日(木)・3日(金)・4日(土)・14日(火)・18日(土)・26日(日)・
29日(水) 四日市公害と環境未来館
- ・新活性化汚泥技術シンポジウム
7月2日(土) 新活性化汚泥技術研究会
- ・四日市公害と環境未来館見学に伴う説明及び四日市公害裁判映像視聴
7月2日(土)・5日(火)・9日(土)・22日(金)・23日(土)・26日(火)・29日(金)
四日市公害と環境未来館
- ・四日市公害と環境未来館見学に伴う説明及び四日市公害裁判映像視聴
8月2日(火)・7日(日)・9日(火)・13日(土)・23日(火)・25日(木)
四日市公害と環境未来館
- ・J r . ロボコン2016 in 三重
8月20日(土) 三重県ジュニアロボコン実行委員会
- ・四日市公害と環境未来館見学に伴う説明及び四日市公害裁判映像視聴
9月13日(火)・21日(水)・22日(木)・23日(金)・27日(火)・28日(水)・30日(金)
四日市公害と環境未来館
- ・第5回東海北陸地協ジャンボリー in 三重
9月17日(土) 東海北陸地協ジャンボリー
- ・四日市公害と環境未来館見学に伴う説明及び四日市公害裁判映像視聴
10月4日(火)・6日(木)・7日(金)・12日(水)・18日(火)・21日(金)・25日(火)・
26日(水)・27日(木)・28日(金) 四日市公害と環境未来館
- ・東海ブロック中核市政令市衛生担当部連絡会
10月13日(木) 四日市市保健所 保健予防課
- ・ぜん息予防等講演会
10月15日(土) 環境保全課
- ・平成28年度全国食肉衛生検査所協議会
10月19日(水)～20日(木) 全国食肉衛生検査所協議会東海・北陸ブロック
- ・四日市公害と環境未来館見学に伴う説明及び四日市公害裁判映像視聴
11月2日(水)・3日(木)・4日(金)・8日(火)・9日(水)・10日(木)・11日(金)・12日(土)・
15日(火)・16日(水)・17日(木)・19日(土)・22日(火)・23日(水)・24日(木)・
25日(金)・29日(火)・30日(水) 四日市公害と環境未来館
- ・平成28年度第2回東海都市連携協議会
11月17日(木) 政策推進課

- ・第41回東海三県博物館協議会研究交流会
12月2日(金) 三重県博物館協会
- ・四日市公害と環境未来館見学に伴う説明及び四日市公害裁判映像視聴
12月9日(金) 四日市公害と環境未来館
- ・こども公害学習
12月10日(土) 四日市公害と環境未来館
- ・第6回市民公開講座
12月11日(日) NPO四日市案内人協会
- ・エコパートナー事業
平成29年1月21日(土) 四日市公害と環境未来館
- ・四日市公害と環境未来館見学に伴う説明及び四日市公害裁判映像視聴
平成29年2月3日(金)・7日(火)・9日(木)・16日(木)・17日(金)・18日(土)・
22日(水)・23日(木)・24日(金)・26日(日) 四日市公害と環境未来館
- ・工場地帯の自然環境調査体験2016「生きもの報告会」
平成29年2月25日(土) なたね通信
- ・平成28年度三重県下水道協会主管課長会議及び役員会
平成29年3月8日(水) 三重県下水道協会
- ・四日市公害と環境未来館見学に伴う説明及び四日市公害裁判映像視聴等
平成29年3月1日(水)・2日(木)・4日(土)・18日(土)・20日(月)
四日市公害と環境未来館

5 年報の発行 第23号(平成27年度版) A4 56頁 インターネットホームページで公開

6 利用状況 (4月1日～平成29年3月31日)

(1) 常設展観覧者数 (無料)

月	開館日数	小中		園児		他団体		引率者	小中以下	大人・高大	観覧者計
		校	人数	園	人数	数	人数				
4	26	1	117	0	0	20	238	7	942	1,995	3,299
5	27	5	331	2	51	16	197	42	1,102	2,640	4,363
6	20	10	1,000	29	880	22	270	186	755	1,598	4,689
7	27	4	241	15	459	38	832	77	2,081	2,977	6,667
8	27	0	0	0	0	30	633	0	3,795	4,605	9,033
9	20	12	1,404	0	0	13	272	86	951	1,741	4,454
10	26	38	2,236	1	14	16	487	177	609	1,740	5,263
11	26	27	1,889	2	67	15	417	143	523	1,717	4,756
12	16	13	536	2	67	6	147	79	436	1,245	2,510
1	26	5	384	3	126	2	58	43	808	2,037	3,456
2	24	16	951	9	305	4	133	124	631	2,169	4,313
3	23	6	412	2	46	6	193	35	1,004	1,961	3,651
合計	288	137	9,501	65	2,015	188	3,877	999	13,637	26,425	56,454

(2) 特別展観覧者数

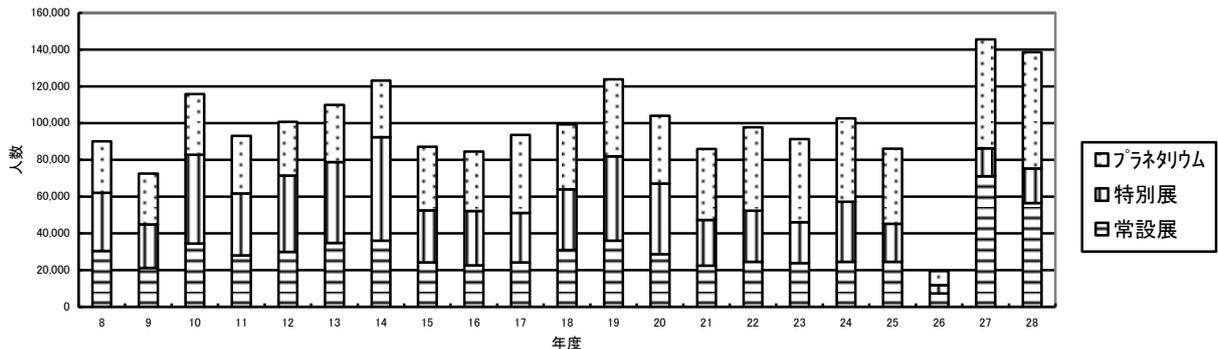
会 期	有 料 観 覧 者										無 料 観 覧 者								観 覧 者 合 計		
	個人		団体割引 (2割引)		減免 (5割引)		減免 (5割引) の 団 体		有 料 観 覧 者 計	小 中	園 児		他 団 体	小 中 以 下	招 待 券	引 率 者	無 料 観 覧 者 計				
	一 般	高 大	一 般	高 大	一 般	高 大	一 般	高 大			校	人 数						園		人 数	数
①	39	3,329	116	175	2	150	4	1	0	3,777	0	0	0	0	7	7	4,018	613	0	4,638	8,415
②	26	1,113	43	135	2	57	2	1	0	1,353	7	374	0	0	0	0	436	414	29	1,253	2,606
③	30	336	5	55	2	25	0	2	0	425	3	141	0	0	0	0	74	341	0	556	981
④	49	1,860	43	270	3	102	1	8	0	2,287	41	2,743	3	123	0	0	949	516	180	4,511	6,798
合計	144	6,638	207	635	9	334	7	12	0	7,842	51	3,258	3	123	7	7	5,483	1,884	209	10,958	18,800

- ① バケモノあつめ
- ② 2016イタリア・ボローニャ国際絵本原画展
- ③ 古今やきもの饗宴
- ④ 昭和のくらし昭和のこども

(3) プラネタリウム観覧者数

月	投 映 回 数	有 料 観 覧 者													無 料 観 覧 者										観 覧 者 合 計		
		個人			団体割引 (2割引)			減免 (5割引)			減免(5割引) の 団 体			特 別 投 映	有 料 観 覧 者 計	小 中		園 児		他 団 体		幼 児	招 待 券	引 率 者		特 別 投 映	無 料 観 覧 者 計
		一 般	高 大	小 中	一 般	高 大	小 中	一 般	高 大	小 中	一 般	高 大	小 中			校	人 数	園	人 数	数	人 数						
4	93	1,233	35	516	59	0	2	57	1	13	5	3	25	0	1,949	1	117	1	44	0	0	534	419	14	0	1,128	3,077
5	104	1,618	77	557	73	0	1	71	3	7	2	0	0	2,409	2	103	5	247	3	78	628	551	32	0	1,639	4,048	
6	92	1,092	42	536	93	1	206	39	0	5	0	20	0	95	2,129	9	886	52	1,664	1	3	456	421	265	13	3,708	5,837
7	131	2,443	93	1,703	356	7	99	112	8	51	7	0	2	0	4,881	5	275	26	1,236	0	0	1,105	745	135	0	3,496	8,377
8	143	3,731	148	3,100	284	4	348	116	10	24	16	3	8	0	7,792	0	0	0	0	0	1,730	1,631	0	0	3,361	11,153	
9	87	1,591	71	514	122	0	108	64	3	17	13	0	0	103	2,606	10	1,342	0	0	0	950	400	86	0	2,778	5,384	
10	116	1,445	60	396	118	2	330	53	1	4	12	0	0	140	2,561	22	1,528	1	14	0	0	770	317	116	0	2,745	5,306
11	115	1,054	49	231	81	81	495	53	1	2	8	0	0	143	2,198	19	1,369	2	67	0	0	525	298	136	0	3,028	5,226
12	71	786	72	263	74	3	100	53	0	10	21	0	0	138	1,520	10	520	2	67	1	10	369	463	65	0	1,494	3,014
1	108	1,405	81	550	151	3	15	65	2	10	15	0	1	176	2,474	4	184	3	126	2	6	395	265	36	6	1,018	3,492
2	101	1,077	73	279	174	99	29	55	2	3	10	0	0	46	1,847	14	650	13	525	0	0	269	391	131	0	1,966	3,813
3	97	1,390	77	750	305	28	59	71	4	24	29	2	0	0	2,739	4	282	4	151	0	0	607	769	35	0	1,844	4,583
合計	1,258	18,865	878	9,395	1,890	228	1,792	809	35	170	138	28	36	841	35,105	100	7,256	109	4,141	7	97	8,338	6,670	1,051	19	28,205	63,310

(4) 観覧者数推移



年度 (平成)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
常設展	30,359	21,142	34,411	28,052	29,966	34,758	36,058	24,093	22,626	24,171
特別展	31,700	23,804	48,442	33,733	41,432	44,082	56,309	28,413	29,498	26,940
プラネタリウム	28,068	27,661	32,937	31,234	29,317	31,011	30,689	34,591	32,333	42,519
合計	90,127	72,607	115,790	93,019	100,715	109,851	123,056	87,097	84,457	93,630
累計	462,491	535,098	650,888	743,907	844,622	954,473	1,077,529	1,164,626	1,249,083	1,342,713

18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
30,978	36,001	28,781	22,399	24,479	23,859	24,522	24,579	7,355	71,143	56,454
33,098	45,980	38,347	24,956	27,903	22,152	32,723	20,641	4,533	15,181	18,800
35,264	41,926	36,900	38,538	45,406	45,215	45,293	40,876	7,649	59,195	63,310
99,340	123,907	104,028	85,893	97,788	91,226	102,538	86,096	19,537	145,519	138,564
1,442,053	1,565,960	1,669,988	1,755,881	1,853,669	1,944,895	2,047,433	2,133,529	2,153,066	2,298,585	2,437,149

7 関係法規

四日市市立博物館条例

平成5年3月30日条例第16号

改正

平成9年3月27日条例第3号

平成12年3月29日条例第44号

平成16年12月28日条例第55号

平成17年3月28日条例第22号

平成18年10月5日条例第45号

平成21年1月23日条例第1号

平成25年12月27日条例第66号

平成26年12月22日条例第42号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2及び博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)第18条の規定に基づき、博物館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、自然科学及び人文科学に関する資料を収集し、保管し、及び展示して市民の利用に供するとともに、プラネタリウムによる天体運行等の映写を行い、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、四日市市立博物館(以下「博物館」という。)を四日市市安島一丁目3番16号に設置する。

(事業)

第3条 博物館は、前条の設置目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 歴史、考古、民俗、美術工芸、天文等に関する実物、複製、複写、模型、図書、図表、写真、フィルム、レコード等の資料(以下「博物館資料」という。)を収集し、保管し、展示し、及び利用に供すること。
- (2) 博物館資料の利用者に対する説明、助言及び指導に関すること。
- (3) 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究に関すること。
- (4) 博物館資料の保管、展示等に関する技術的研究に関すること。
- (5) 博物館資料に関する解説書、目録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
- (6) 博物館資料に関する講演会、研究会等を開催すること。
- (7) 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- (8) 他の博物館、図書館、学校その他関係機関との連絡及び協力に関すること。
- (9) プラネタリウムによる天体運行等の映写及び天体観測の指導に関すること。
- (10) その他必要な事業
一部改正〔平成21年条例1号〕

(観覧料)

第4条 博物館特別展示を観覧しようとする者及びプラネタリウムの映写を観覧しようとする者は、別表第1に定める観覧料を納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、心身障害者で、受付において身体障害者手帳、療育手帳又はこれらに代わるものを提示したものの観覧料の額は、別表第2に定める額とする。
一部改正〔平成16年条例55号・18年45号〕

(特別展示室等の使用)

- 第5条 四日市市教育委員会(以下「委員会」という。)は、第2条の設置目的に反せず、第3条の事業に支障のない範囲内において、展示発表等のため、博物館の特別展示室、講座室(以下「特別展示室等」という。)の使用を許可することができる。
- 2 前項の規定により、特別展示室等を使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。
 - 3 前項の許可を受けた者は、別表第3に定める使用料を規則で定める期限までに納付しなければならない。
一部改正〔平成16年条例55号・17年22号・26年42号〕

(特別利用の許可等)

- 第6条 博物館資料の熟覧、模写、模造、撮影等しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可を受けた者は、2,160円の範囲内において規則に定める手数料を納付しなければならない。
一部改正〔平成16年条例55号・25年66号〕

(館外貸出し)

- 第6条の2 博物館資料は、次の各号のいずれかに該当するときは、館外への貸出しをしない。ただし、委員会は、他の博物館、図書館、学校等適当と認めたものについて、博物館資料の館外貸出しを許可することができる。
- (1) 館外貸出しによって博物館資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると委員が認めたとき。
 - (2) 現に博物館資料が展示されているとき。
 - (3) その他委員会が博物館資料の館外貸出しをすることを不相当と認めたとき。

(入館等の制限)

- 第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、博物館への入館を拒否し、若しくは退館を命じ、又は第5条第2項及び第6条第1項の許可をしない。
- (1) 公安、風俗その他公益を害するおそれがあるとき。
 - (2) 施設、附属設備等を損傷するおそれがあるとき。
 - (3) その他委員会において管理上支障があると認めるとき。

(観覧料、使用料及び手数料の減免)

第8条 市長は、特に必要があると認めるときは、観覧料、使用料及び手数料を減額又は免除することができる。

(観覧料、使用料及び手数料の還付)

第9条 既納の観覧料、使用料及び手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第10条 第5条第2項、第6条第1項及び第6条の2の規定により許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、その権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第11条 委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可の条件を変更し、又は使用若しくは利用を停止し、若しくは許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。

(特別の設備等)

第12条 使用者は、既存の設備を変更し、又は特別の設備を使用しようとするときは、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、その使用若しくは利用を終了したとき又は第11条の規定により使用若しくは利用を停止され、若しくは許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

- 2 使用者が前項の義務を履行しないときは、委員会においてこれを執行し、使用者からその費用を徴収する。

(損害賠償)

第14条 使用者は、使用若しくは利用中に建物、附属設備等を損傷又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(博物館協議会)

第15条 博物館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べる機関として、法第20条第1項の規定に基づき、博物館に四日市市立博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、委員会が任命する。
- 3 協議会の委員の定数は、20人以内とする。
- 4 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
一部改正〔平成21年条例1号〕

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。
一部改正〔平成16年条例55号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第3条第1号(博物館資料の展示及び利用に供する部分に限る。)、第2号及び第8号並びに第4条から第14条までの規定は規則で定める日から(平成5年6月四日市市規則第33号で、同5年11月1日から施行)、次項の規定は平成5年9月1日から施行する。
(四日市市立郷土資料庫条例の廃止)
- 2 四日市市立郷土資料庫条例(昭和45年四日市市条例第38号)は、廃止する。

附 則(平成9年3月27日条例第3号)
この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月29日条例第44号)
この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月28日条例第55号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年2月7日から施行する。
(経過措置)
- 7 改正後の四日市市立博物館条例第4条、別表第1及び別表第2の規定は平成17年4月1日以後の観覧から、第5条、第6条及び別表第3の規定は平成17年4月1日以降の使用許可申請に係るものから適用する。

附 則(平成17年3月28日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の四日市市立博物館条例別表第3備考の規定は、施行日以後の申請にかかるものから適用し、同日前の申請にかかるものについては、なお従前の例による。

附 則(平成18年10月5日条例第45号)
この条例は、平成18年12月9日から施行する。

附 則(平成21年1月23日条例第1号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年12月27日条例第66号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の四日市市立博物館条例(以下「新条例」という。)第6条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う博物館資料の熟覧、模写、模造、撮影等の許可(以下「特別利用許可」という。)に係る手数料から適用し、同日前に行う特別利用許可に係る手数料については、なお、従前の例による。
- 3 新条例別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後に博物館特別展示又はプラネタリウムの映写を観覧する場合の観覧料から適用し、同日前に博物館特別展示又はプラネタリウムの映写を観覧する場合の観覧料については、なお従前の例による。
- 4 新条例別表第3の規定は、施行日以後に行う四日市市立博物館の特別展示室、講座室及び市民ギャラリー(以下「特別展示室等」という。)の使用許可に係る使用料から適用し、同日前に行う特別展示室等の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成26年12月22日条例第1号)
この条例は、平成27年3月21日から施行する。

別表第1(第4条関係)

区分	博物館特別展示 1人1回につき	プラネタリウム 1人1回につき	プラネタリウム 特別番組1人 1回につき
一般	2,160 円の範囲 内で委員会が定 める額	540 円	2,160 円の範囲 内で委員会が 定める額
大学生・ 高校生		380 円	
中学生・ 小学生	無料	210 円	

備考

- 「一般」とは、15 歳以上の者(「大学生・高校生」及び
中学校又はこれに準ずる学校に在学する者を除く。)を
いう。
 - 「大学生・高校生」とは、大学、短期大学、高等学校、
高等専門学校、専修学校、各種学校その他これらに準
ずる学校に在学する者をいう。
 - 「中学生・小学生」とは、中学校、小学校その他これ
らに準ずる学校に在学する者をいう。
 - 小学校就学までの者は、無料とする。
 - 20 人以上の団体は、1人1回につき規定料金の 100
分の 80 の額とする。この場合において、その額に 10 円
未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものと
する。
- 一部改正〔平成 16 年条例 55 号・18 年 45 号・25 年 66 号〕

別表第2(第4条関係)

区分	博物館特別展示 1人1回につき	プラネタリウム 1人1回につき	プラネタリウム 特別番組1人 1回につき
一般	1,080 円の範囲 内で委員会が定 める額	270 円	1,080 円の範囲 内で委員会が 定める額
大学生・高 校生		190 円	
中学生・小 学生	無料	110 円	

備考

- 「一般」とは、15 歳以上の者(「大学生・高校生」及び
中学校又はこれに準ずる学校に在学する者を除く。)を
いう。
 - 「大学生・高校生」とは、大学、短期大学、高等学校、
高等専門学校、専修学校、各種学校その他これらに準
ずる学校に在学する者をいう。
 - 「中学生・小学生」とは、中学校、小学校その他これ
らに準ずる学校に在学する者をいう。
 - 小学校就学までの者は、無料とする。
 - 20 人以上の団体は、1人1回につき規定料金の 100
分の 80 の額とする。この場合において、その額に 10 円
未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものと
する。
- 追加〔平成 16 年条例 55 号〕、一部改正〔平成 18 年条
例 45 号・25 年 66 号〕

別表第3(第5条関係)

区分	午前	午後	全日
	午前9時 30 分 から正午まで	午後1時から午 後5時まで	午前9時 30 分 から午後5時ま で
特別展示室	—	—	32,400 円
講座室	8,640 円	12,960 円	21,600 円

備考 使用者が観覧料、受講料その他これらに類するもの
を徴収する場合は、上記の金額に 100 分の 50 を乗じて得
た額を加算する。

一部改正〔平成 16 年条例 55 号・17 年 22 号・25 年 66 号
26 年 42 号〕

四日市市立博物館条例施行規則

平成 5 年 3 月 31 日教委規則第 5 号

改正

平成 9 年 3 月 28 日教委規則第 9 号

平成 11 年 3 月 11 日教委規則第 4 号

平成 12 年 3 月 27 日教委規則第 7 号

平成 14 年 12 月 27 日教委規則第 11 号

平成 17 年 2 月 3 日教委規則第 31 号

平成 26 年 1 月 14 日教委規則第 5 号

平成 27 年 1 月 14 日教委規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、四日市市立博物館条例(平成 5 年四日市
市条例第 16 号。以下「条例」という。)第 16 条の規定に基づき、
条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 四日市市立博物館(以下「博物館」という。)の開館時間
は、午前 9 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、四日市市
教育委員会(以下「委員会」という。)が特に必要があると認め
たときは、これを変更することができる。
一部改正〔平成 17 年教委規則 31 号〕

(休館日)

第 3 条 博物館の休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会
が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に
休館することができる。

- 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭
和 23 年法律第 178 号)に規定する休日と当たるときは、そ
の翌日とする。
- 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
一部改正〔平成 14 年教委規則 11 号〕

(観覧の手続)

第 4 条 博物館資料の展示会場に入場しようとする者及びプラ
ネタリウムの映写を観覧しようとする者は、観覧料の納入の際
に観覧券の交付を受け、展示室及びプラネタリウム室の入口
においてこれを係員に提示又は提出しなければならない。

(使用許可の申請)

第 5 条 条例第 5 条第 2 項の規定により、特別展示室等の使用の
許可を受けようとする者は、四日市市立博物館使用許可申請
書(第 1 号様式。以下「申請書」という。)により委員会に申請し
なければならない。

2 前項の申請の受付は、使用しようとする日(引き続き 2 日以上
使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」
という。)の属する月の初日前 6 月からとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項に定める期間前に受付できるものとする。
- (1) 四日市市又は委員会が行う事業又は主催する行事に使用するとき。
 - (2) その他委員会が特に必要があると認めたとき。
- 4 第1項に規定する申請書の受付時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、休館日の受付は行わない。

(使用の許可)

第6条 委員会は、前条第1項の使用許可の申請について適当と認めるときは、使用の許可を決定し、四日市市立博物館使用許可書(第2号様式。以下「許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

- 2 博物館の使用について許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、博物館使用の際に、前項の許可書を係員に提示し、指示を受けなければならない。

(使用の変更及び取消し)

第7条 使用者は、許可書に記載された事項を変更し、又は施設の使用を取り消そうとするときは、四日市市立博物館使用変更(取消)許可申請書(第3号様式)に許可書を添えて委員会に提出しなければならない。

- 2 委員会は、前項の規定により使用の変更又は取消しを許可したときは、四日市市立博物館使用変更(取消)許可書(第4号様式。以下「変更(取消)許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

一部改正〔平成17年教委規則31号〕

(附属設備の名称及び使用料の額)

第8条 博物館の附属設備の使用料の額は、別表第1に定める額とする。

一部改正〔平成17年教委規則31号〕

(使用料の納付)

第9条 使用者は、使用の許可と同時に使用料を納付しなければならない。

- 2 官公署が使用する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、別に納付期限を定めることができるものとする。

(観覧料の減免)

第10条 条例第8条の規定に基づく観覧料の減額又は免除の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 四日市市及び三重郡に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校の児童、生徒が学校教育の一環として教職員に引率されてプラネタリウム及び特別展示を観覧するとき。10割
 - (2) その他委員会が特別の事由があると認めたとき。その都度委員会が定める割合
- 2 前項の場合において、減額後の額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。
- 3 第1項第1号に定める観覧料の減免を受けようとする者は、四日市市立博物館観覧料減免申請書(第5号様式)に、減免を必要とする理由を記し、委員会に申請しなければならない。
- 一部改正〔平成17年教委規則31号・26年5号〕

(優待券等)

第11条 委員会が特に必要と認めるときは、優待券、招待券及び特別展示前売観覧券を発行することができる。

(使用料の還付)

第12条 条例第9条ただし書の規定により使用料を還付する場合及び還付する額は、次に掲げるとおりとする。

還付する場合	還付する額
ア 災害等特別の事由により、使用者の責めによらない場合において使用できなかったとき。	使用料の全額
イ 使用者が使用日の前7日以前に使用許可の取消しを申請し、許可されたとき。	既納の使用料から取消料(使用料から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額の100分の50に相当する額。ただし、10円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入した額とする。)を差し引いた額

- 2 使用者が第7条の規定により博物館の使用の変更を許可された場合において、既納の使用料に過納金が生じたときは、これを還付するものとする。
- 3 前2項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、四日市市立博物館使用料還付申請書(第6号様式)に第1項表アの場合にあっては許可書と使用料領収書、同項表イ及び前項の場合にあっては変更(取消)許可書と使用料領収書を添えて委員会に申請しなければならない。
- 4 委員会は、前項の申請を受理し、還付を決定したときは、四日市市立博物館使用料還付決定通知書(第7号様式)を申請者に交付するものとする。
- 一部改正〔平成17年教委規則31号〕

(使用者の遵守事項)

第13条 博物館に入館する者、使用者及び条例第6条第1項の規定により許可を受けた者(以下「使用者等」という。)は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用を許可されていない施設を使用し、又は立ち入らないこと。
- (2) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けずに張り紙をし、又はくぎ類を打ち、建物その他の物品をき損又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- (4) 騒音を発し、暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) その他委員会が定める事項及び係員の指示に従うこと。

(職務上の立入り)

第14条 使用者等は、係員の職務上の立入りを拒んではならない。

(施設等の損傷の届出)

第15条 使用者等は、施設、附属設備等を損傷又は滅失したときは、直ちに理由を付して委員会に届け出なければならない。

(使用後の届出及び点検)

第16条 使用者等は、条例第13条の規定により施設、設備等を原状に復したときは、速やかに委員会に届け出るとともに、その点検を受けなければならない。

(特別利用の許可の申請)

第17条 条例第6条第1項の規定に基づき、特別利用の許可を受けようとするものは、四日市市立博物館資料特別利用許可(減免)申請書(第8号様式)を委員会に提出しなければならない。

- 2 委員会は特別利用の許可をしたときは、四日市市立博物館資料特別利用許可書(第9号様式)を交付するものとする。
- 3 四日市市立博物館資料特別利用許可書の交付を受けたものは、直ちに条例第6条第2項に基づく手数料を納付しなければならない。
- 4 前項に定める手数料の額は、別表第2に定める額とする。
一部改正〔平成17年教委規則31号〕

(手数料の減免)

第18条 条例第8条の規定に基づく手数料の減額又は免除の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 市、県又は国若しくは他の地方公共団体が行う教育、学術若しくは文化の事業又はこれらの事業の普及の用途に供することを目的とするとき。10割
 - (2) 私立の博物館、図書館、学校等が行う教育又は研究の用途に供することを目的とするとき。10割
 - (3) 主に学術研究の用途に供することを目的とするとき。
10割
 - (4) その他委員会が特別の事由があると認めるとき。その都度委員会が定める割合
- 2 前項の場合において、減額後の額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。
- 3 第1項に定める使用料の減免を受けようとする者は、四日市市立博物館資料特別利用(減免)申請書(第8号様式)に、減免を必要とする理由を記し、委員会に申請しなければならない。
一部改正〔平成17年教委規則31号〕

(特別利用の制限)

第19条 次の各号のいずれかに該当するときは、特別利用の許可をしない。

- (1) 特別利用によって博物館資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると委員会が認めるとき。
- (2) 現に博物館資料が展示されているとき。
- (3) 寄託された博物館資料で寄託者の同意を得ていないとき。
- (4) 著作権がある博物館資料で作者の承諾を得ていないとき。
- (5) その他委員会が特別利用をすることが不相当と認めるとき。

(館外貸出しの許可等)

- 第20条 条例第6条の2ただし書きの規定により、博物館資料の館外貸出しを受けようとするものは、あらかじめ四日市市立博物館資料館外貸出許可申請書(第10号様式)を委員会に提出し、その許可を受けなければならない。
- 2 委員会は、博物館資料の館外貸出しを認めた場合は、四日市市立博物館資料館外貸出許可書(第11号様式)を交付するものとする。
 - 3 博物館資料の館外貸出しの期間は、1月以内とする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(協議会の委員長及び副委員長)

第21条 条例第15条に規定する四日市市立博物館協議会(以下「協議会」という。)に、委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選によって選出する。

- 2 委員長及び副委員長の任期は、委員としての在任期間とする。
- 3 委員長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第22条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、定例会及び臨時会とし、定例会は、年2回、臨時会は必要に応じて開催する。

- 2 会議は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第23条 協議会の庶務は博物館において処理する。

(補則)

第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。
一部改正〔平成17年教委規則31号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第2条から第20条までの規定は、条例附則ただし書きに規定する規則で定める日から、次項の規定は、平成5年9月1日から施行する。
(四日市市立郷土資料庫条例施行規則の廃止)
- 2 四日市市立郷土資料庫条例施行規則(昭和45年四日市市教育委員会規則第5号)は、廃止する。

附 則(平成9年3月28日教委規則第9号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月11日教委規則第4号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月27日教委規則第7号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年12月27日教委規則第11号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年2月3日教委規則第31号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年2月7日から施行する。ただし、四日市市立博物館条例施行規則第2条の改正は、平成17年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の四日市市立博物館条例施行規則第8条、第12条、第17条、第18条、別表第1及び別表第2の規定は、平成17年4月1日以後の使用又は利用許可申請に係るものから適用する。

附 則(平成26年1月14日教委規則第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の四日市市立博物館条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に行う四日市市立博物館の使用許可に係る使用料及び手数料から適用し、同日前に行う四日市市立博物館の使用許可に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 1 月 14 日教委規則第 2 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 3 月 21 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の四日市市立博物館条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以降に申請を受理するものから適用し、同日前までに改正前の四日市市立博物館条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の四日市市立博物館条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1(第8条関係)

区分	使用料(一回一式)
プロジェクター	1,080 円

一部改正〔平成 17 年教委規則 31 号・26 年 5 号・27 年 2 号〕

別表第2(第 17 条関係)

区分	手数料(一点一日)
熟覧	320 円
模写	1,080 円
拓本	1,080 円
撮影	1,080 円

一部改正〔平成 17 年教委規則 31 号・26 年 5 号〕

Ⅲ 施設概要

所在地	〒510-0075 三重県四日市市安島一丁目3番16号 電話 059-355-2700(代) FAX 059-355-2704		
開館年月日	平成5年11月1日		
丹羽文雄記念室オープン	平成18年12月9日		
リニューアルオープン	平成27年3月21日		
施設規模	敷地面積	1,845.840 m ²	
	建設面積	1,590.397 m ²	
	延床面積	10,147.108 m ²	
	建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下2階地上6階 建物の高さ 38.075m 建物イメージ 歴史(石を用い古典的な様式) 現代(石、土ものの自然素材と金属、ガラスなどの組み合わせによる新旧共存) 未来(金属板の仕上げ =プラネタリウム)	
	地域・商区	商業地域・防火地域 建ぺい率100%(耐火)、容積率600%	

主な室名と面積(リニューアル後)

●展示・教育部門		2,202.065 m ²
常設展示室	2階	658.364 m ²
〃	3階	548.291 m ²
特別展示室	4階	594.798 m ²
ラウンジ	4階	93.674 m ²
図書スペース	1階	86.350 m ²
講座室	1階	142.218 m ²
研修・実習室	1階	78.370 m ²
●収蔵部門		1,256.230 m ²
第1収蔵庫	地下2階	243.290 m ²
〃 前室	地下2階	38.880 m ²
第2収蔵庫(恒温恒湿)	地下1階	282.170 m ²
第3収蔵庫	地下1階	384.496 m ²
〃 前室	地下1階	76.086 m ²
荷解室	1階	231.308 m ²
●研究部門		420.165 m ²
作業室	2階	50.422 m ²
資料整理室	地下1階	84.370 m ²
文献資料室	3階	37.952 m ²
資料評価室	4階	33.300 m ²
燻蒸室	地下1階	43.070 m ²
スタジオ暗室	地下1階	87.510 m ²
ビデオ編集室	地下1階	16.882 m ²
第2会議室	4階	37.952 m ²
第3会議室	3階	28.707 m ²
●プラネタリウム部門		1,714.282 m ²
客席(ドーム)	5・6階	565.017 m ²
コズミックラウンジ	5階	59.081 m ²
コズミックギャラリー	5階	194.763 m ²

ブリーフィングルーム	5階	59.326 m ²
空調機械室	5・6階	836.095 m ²

●管理・一般部門		4,554.366 m ²
事務室	3階	105.059 m ²
事務室	2階	60.464 m ²
第1会議室	2階	37.001 m ²
ミュージアムショップ	1階	28.723 m ²
警備室	1階	20.812 m ²
中央監視室	地下2階	44.064 m ²
設備機械室	地下2階	486.190 m ²
電気室、発電機室	地下2階	240.152 m ²
倉庫、展示備品庫など		3,531.901 m ²

●プラネタリウム仕様	
ドーム径18.5m 傾斜型(斜度20度)	
座席144席	
ケイロン401	
全天周映画 可能	

主な施工業者

【開館】

建築	(株)鴻池組 三菱建設(株) 丸藤建設(株)
電気	(株)電工社 四日市電機(株)
設備機械	須賀工業(株) ダイダ(株) 三東工業所
プラネタリウム	(株)五藤光学研究所
建築設計	(株)石本建築事務所
展示設計	(有)ササキ企画
展示	商工美術(株)
展示映像	中部松下システム(株)
ハイビジョン	中部松下システム(株)
陶壁	萬古環境造形体

【リニューアル】

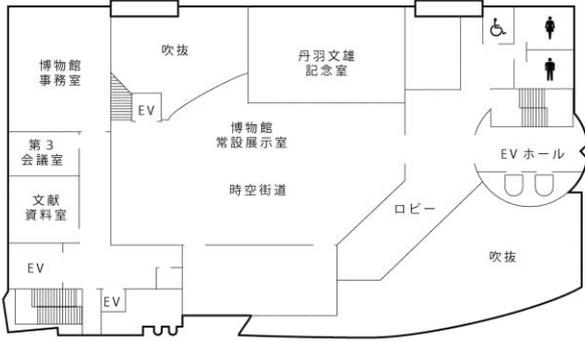
プラネタリウム	(株)五藤光学研究所
展示設計	
展示	丹青社

設備概要

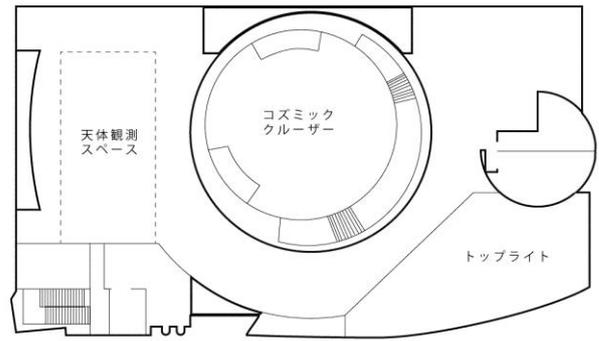
●空調設備	
1. 空調熱源機器設備	
①スクリーン冷凍機	
(冷房能力293,000Kcal/h[97URST])	
暖房能力254,000Kcal/h)	2基
②スクリーン冷凍機用空気熱交換機	2基
送風機(低騒音型3,400 m ² /min)	3台
③蓄熱槽	
2. 空調、換気及び排煙機器設備	
①空調機	
エアーハンドリングユニット	9基
パッケージ型空調機	30基
ファンコイルユニット	20基
全熱交換機	5基
②送、排風機	
シロッコファン	2基
軸流ファン	8基
ラインファン	13基
消音ボックス付ラインファン	20基
デリバントファン	1基

排煙ファン	3 基	⑤排煙口	28 箇所
排煙口	25 基	●電気設備	
3. その他機器		①受電電圧 交流 3 相 3 線式 660V 60Hz	
①フィルターユニット		②変圧器	
外気新鮮空気処理ユニット	3 基	動力用	
②消音マフラーユニット	9 基	3 相 6.6KV/210V 300KVA	1 台
③その他付属設備	一式	3 相 6.6KV/210V 500KVA	1 台
4. 空調配管設備		3 相 6.6KV/210V 150KVA	2 台
①空調用ポンプ	14 基	3 相 6.6KV/440V 500KVA	1 台
②冷温水 2 次ポンプ可変速制御盤	1 基	電灯用	
③冷水ヘッダー	2 基	1 相 6.6KV/210V/105V 300KVA	2 台
④温水ヘッダー	2 基	1 相 6.6KV/210V/105V 100KVA	1 台
⑤冷温水用防蝕装置	4 基	③自家用発電機	
⑥その他付属設備	一式	6 気筒 4 サイクルディーゼル機関	
●給排水衛生設備		480Ps 1200rpm	1 台
1. 給水設備		3 相交流同期発電機 400KVA 6600V	1 台
①ポンプ 揚水ポンプ	2 基	④電線路電圧 6600V 440V 210V 105V	
②受水槽 有効容量 12.7 m ²		⑤電気室 高低圧配電盤	19 面
(2 分割-複合盤)	1 基	動力制御盤	15 面
③高架水槽 有効容量 6.3 m ²		電灯分電盤	21 面
(2 分割-SUS444)保温	1 基	端子盤	12 面
④電機湯沸器 貯湯量 10 ㍓	3 基	⑥低圧回路	
⑤ウォータークーラー		⑦低圧負荷設備	
壁埋込式、ステンレス製	2 基	電動機合計容量 1,123.023KW	130 台
冷水能力 301/㍓		電灯コンセント合計容量 476KVA	2,115 個
⑥その他付属設備	一式	⑧直流電源装置	
2. 排水設備		100V 非常照明用 発電設備機器操作用	
公共下水道接続箇所		全自動サイリスター式整流器	
①湧水排水ポンプ	6 基	(入力 交流 3 相 200V 60Hz	
②雑水排水ポンプ	2 基	直流出力電流 50A 3 相全波整流)	1 面
③雨水排水ポンプ	2 基	蓄電池 ペースト式高率放電用鉛蓄電池	
●燻蒸設備(真空殺虫殺菌装置)	3.15 m ²	2V×54 セル	
●消防設備		⑨交流無停電電源装置	
①屋内消火栓ポンプ	1 基	100V 中央監視装置用	
②屋内消火栓設備		商用同期常時インバーター給電方式	
屋内消火栓箱	12 基	(交流入出力 単相 2 線式 100V 60Hz	
屋内消火栓箱(併設型)	4 基	出力容量 5KVA)	
③連結散水設備 閉鎖型(8 系統)	一式	⑩電気時計 水晶発信式 6 回路	
④ハロン消火設備 7 系統		親時計 1 台 子時計 41 台	
(特別展示室、第 1・2・3 収蔵庫、		⑪放送設備 防災アンプ 480W	20 回路
前室、電気室、発電機室)	一式	⑫電話設備 デジタル電子交換機	一式
⑤救助袋 3-5 階	6 台	多機能電話機	15 台
⑥自動火災報知設備		一般電話機	37 台
差動スポット感知器	6 個	⑬テレビ共聴設備 CATV 引込(CTY)	
定温スポット感知器	14 個	⑭中央監視設備	
煙感知器	384 個	SAVIC-NETFX による監視システム	
炎感知器	4 個	●エレベータ	
⑦非常放送設備	一式	1.2 号 乗用(展望用) 定員 17 名 1150Kg 90m/分	
⑧消火器	38 本	3 号 乗用 定員 11 名 750Kg 105m/分	
⑨誘導灯設備 避難口誘導灯	54 台	4 号 人荷用 定員 67 名 4400Kg 30m/分	
通路誘導灯	39 台	5 号 乗用 定員 11 名 750Kg 30m/分	
客席誘導灯	22 台	●その他設備 昇降リフト(2 ト、荷解室)	1 台
⑩その他付属設備		ゴンドラ(ガラス清掃用)	2 台
●防犯設備		自動扉	4 箇所
①防犯設備 熱感センサー	46 個		
②監視カメラ 1, 3, 4, 5 階 カートーム型	9 台		
CCD	1 台		
モニターテレビ	5 台		
③防火扉	47 箇所		
④防火・防炎シャッター	32 箇所		

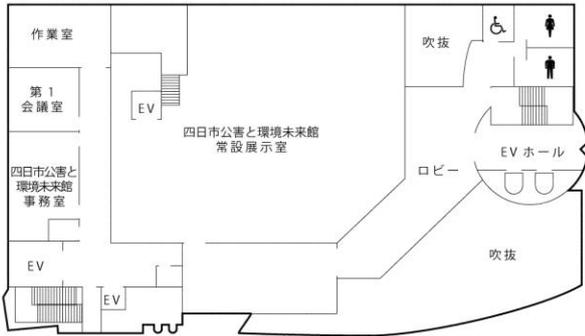
3階平面図



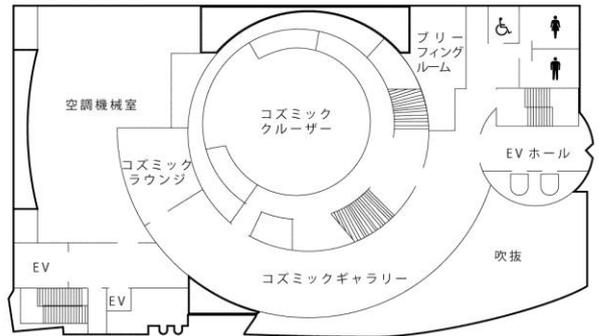
6階平面図



2階平面図



5階平面図



1階平面図



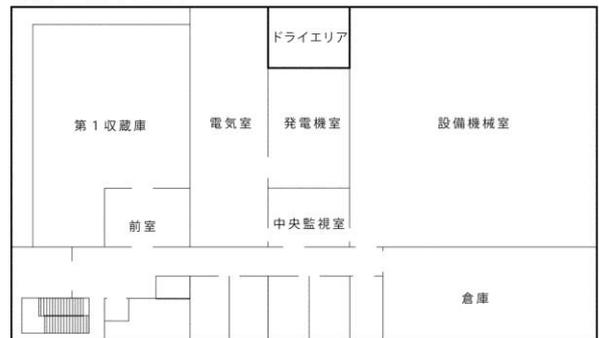
4階平面図



地下1階平面図



地下2階平面図



●設計概要

敷地は、旧四日市工業高等学校跡地の一角で、街区内には、都市公園を介して三重北勢地域地場産業振興センター、アムスクエア(現ララスクエア)などがあり、それらとの調和を図る必要があった。そこで、形態的には都市公園を介してオープンなアトリウムで呼応しあう関係を生み出し、色調的にはアムスクエアのグレイッシュピンクと補色関係にあり、色の映える淡緑青色を基調としている。

外観デザインとしては、博物館とプラネタリウムという複合した機能を持つ建物の性格上、「過去」(歴史)、「現在」、「未来」(宇宙)の調和をテーマとしている。そのことは、基壇部において花崗岩のジェットバーナー仕上げで歴史の積層をイメージし、胴部において割肌タイルにより工業化が進んだ現代だからこそ逆に求められる手造りのなあたかさ、やさしさを表現し、頂部においてステンレスの球体を一部露出させ、未来的、宇宙的なイメージを喚起して、それらの三層構成による対比と調和を図っている。また、都市公園に面する東側はボリュームの大きさからくる威圧感を低減するために、面を分節化し、水平線を強調したガラスのカーテンウォール、地上の緑が階段状に延長した濃緑色の石貼部、太陽光線をイメージした黄色の垂直線、コンビナートのメタファーとしての金属のパイプや球体により、リズムカルで変化のある構成としている。

内部機能構成としては、地下部分に収蔵部門、1階にエントランス、2～4階に博物館部門(現在は2階に四日市公害と環境未来館)、5、6階にプラネタリウム部門を収め、地上部分に5層吹抜のアトリウムを設けることにより積層化した施設の空間的な一体感を生み出す計画としている。また、都市公園に対してオープンな構成とし、それを借景として利用することで空間的な広がりを持たせている。

(石本建築事務所)

IV 利用案内

●博物館を彩る施設

□エントランスホール(1階)

入口を入ると5階まで吹き抜けているアトリウムとシースルーエレベータが目目を引く。ここは誰でも入れる自由空間。待ち合わせに最適な場所である。

□図書スペース(1階)

四日市公害と環境未来館の併設に伴い設置されたスペースで、環境に関連する図書の閲覧・貸出が可能なスペース。

□ミュージアムショップ(1階)

来館の思い出となる記念品や、市・博物館が刊行する図録等の書籍を販売。鉱物や化石、星座グッズなども取りそろえている。

□陶壁(2階ロビー)

四日市市の歴史、美術資料の展示効果と現代建築における陶の材質美との調和を図るため、通路を歩く人の動きとともに画面が変化する一種のだまし絵的効果を意図した。(高さ 2.5m 幅 5.0m)

A面：歌川広重作 東海道五十三次「四日市の図」

B面：歌川国貞作 末広五十三次「蜃気楼の図」

これらを四日市萬古焼の伝統技法により焼成。

制作：萬古環境造形体



I 事業概要

1 これまでの経緯

この資料館の主要施設である旧庄屋岡田邸は、代々庄屋の要職にあった岡田家の邸宅であり、岡田家については、幾つかの古文書や神社棟札、また、文政12年（1829年）の岡田家の古文書に庄屋の記載がみられ、この頃に庄屋職を桑名藩より拝命したと推察されている。また、建物については、敷地内に祭っていた弁財天の社の中に宝暦10年（1760年）の記載があることから、建築年代は18世紀半ば、少なくとも江戸時代中期に現在の主屋と土蔵が建築され、建築様式から推定すると、約250年ほど経過しているとみられている。また、隣接する立会所は、岡田家所蔵の古文書によると、明治3年（1870年）に役所施設（公共建築）として邸内に建設されたと考えられている。

平成14年3月に旧庄屋岡田邸は、岡田氏から土地と建物を当時の楠町へ寄贈いただいた。

北勢地域における、近世の民家として歴史的価値が高い建造物であることから、平成14年6月に主屋部分を、続いて同年12月に立会所・蔵部分をそれぞれ楠町有形文化財（建造物）に指定した。旧楠町においては、この歴史的建造物の維持と管理について、旧楠町文化財調査委員会をはじめ、各方面のご指導ご協力を仰ぎながら協議を重ね、楠町議会のご理解を得て、歴史民俗資料館として活用する方針を決定するに至った。



平成16年度には、国庫補助事業である発電用施設周辺地域振興事業と県補助事業である下水道周辺環境整備事業の事業補助認定を受けて修復工事を実施した。工事概要は、楠町有形文化財である主屋、立会所及び蔵の修復と、年貢米の貯蔵庫としていた米蔵の跡地に展示収蔵庫兼管理棟の新築を行い、併せて、老朽化により修復不可能な養蚕所、女子部屋及び下屋については解体し、平成17年3月末に完成した。

この間、平成17年2月7日には、四日市市と楠町が合併した。それに伴い旧楠町の町有形文化財（建築物）である主屋、立会所及び蔵は、四日市市有形文化財（建造物）に指定され、平成17年4月29日に「四日市市楠歴史民俗資料館」として開館した。

平成21年度から指定管理者制度を導入し、財団法人四日市市まちづくり振興事業団（現公益財団法人四日市市文化まちづくり財団）が指定管理者となって管理運営を行っていたが、平成24年度からは博物館が直接管理運営を行っている。

この資料館は、楠地域の歴史及び文化の保存並びに地域文化の振興を図ることを目的としており、収蔵品は平成29年3月末現在5,085点を数え、旧庄屋岡田邸・蔵内に約500点、展示棟内の常設展示室に約100点を展示している。



2 事業

(1) 夏の夜間特別開館2016

通常17時で閉館するところを、20時まで特別に開館し、資料館保存運営委員会の協力のもと、また、地元団体と連携して、模擬店やホテルの郷コンサート、お話し会、くら闇体験、グラスアート体験などを開催した。

■ 日時：6月4日（土）

■ 来館者：1,057人



(2) 秋の夜間特別開館2016

資料館を淡い光で彩る行灯まつりや模擬店、おはなしコンサート、科学工作、アートフラワーの額づくり体験など、資料館保存運営委員会や地元団体と連携して事業を行った。

■ 日時：10月1日（土）

■ 来館者：250人



(3) ミニ門松づくり

ミニ門松づくりを保存運営委員会との共催で開催した。

■ 日時：12月25日（日）9:30～11:00

■ 参加者：15人



(4) 企画展：つるし雛とちりめん遊び展

地元団体「きさらぎ会」の協力により手作りの雛人形など、ひなまつりにちなんだ手芸作品を展示した。保存運営委員会との共催。

■ 期間：平成29年2月4日（土）～3月16日（木）

■ 来館者：1,309人



(5) おひなまつりコンサート

おひなまつりにちなみ地元団体の協力のもと二胡とピアノによる演奏を、保存運営委員会と共催で開催した。

■ 日時：平成29年2月26日（日） 13:30～15:00

■ 参加者：134人



3 施設の利用

(1) 立会所

資料館の施設利用については、四日市市楠歴史民俗資料館条例第8条により、立会所のざしき(西)・ざしき(東)・小ざしき及び水屋を、資料館の設置目的に反せず、資料館の公開に支障のない範囲において、公開使用を許可している(有料)。平成28年度実績は以下のとおりである。

・会議

4月20日(水) 四日市市楠歴史民俗資料館保存運営委員会

(2) 企画展示コーナー

資料館の賑わい創出のため、展示棟内の展示スペースを企画展示コーナーとして希望者に提供している(無料)。平成28年度実績は以下のとおりである。

・第2回工房まい作品展

4月2日(土)～30日(土) 工房まい(四日市市)

・ミニ竹細工個展

5月1日(日)～29日(日) 個人(四日市市)

・ガラスアート・シルエットアート・タイルクラフト展

6月1日(水)～29日(水) 個人(四日市市)

・銅板工芸・陶芸作品展

7月1日(金)～15日(金) 桜山上銅板工芸教室・市民大学26期会陶芸クラブ(四日市市)

・花のある暮らし展

7月16日(土)～31日(日) 個人(四日市市)

・楠町絵画サークル展

8月2日(火)～14日(日) 楠町絵画サークル(四日市市)

・銅板工芸作品展

8月16日(火)～31日(水) 熟年大学28期会銅板工芸クラブ(四日市市)

・SANOE(サノ)フラワー展

9月2日(金)～29日(木) 個人(四日市市)

・銅板工芸作品展と陶芸作品展

10月1日(土)～15日(土) 水旺会(四日市市)

・手芸姉妹展

10月16日(日)～30日(日) 個人(四日市市)

・古布と遊ぶ九人展

11月6日(日)～29日(火) 手芸サークル茜会(四日市市)

・きものリフォーム展

12月2日(金)～25日(日) 個人(四日市市)

・布で飾る小箱・カルトナーージュ展

平成29年1月4日(水)～29日(日) 個人(四日市市)

・古布で遊ぶ展

平成29年2月2日(木)～26日(日) 個人(四日市市)

・六年生卒業作品展(書道)

平成29年3月16日(木)～3月31日(金) 大田黒書道教室(四日市市)

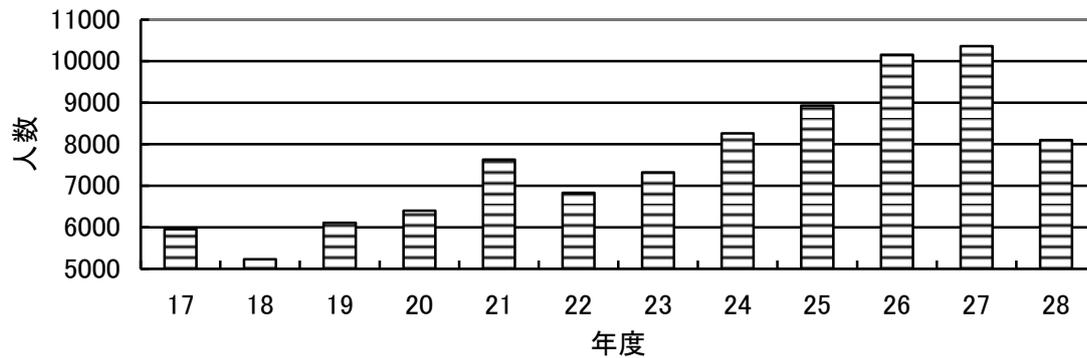
4 利用状況

(1) 観覧者数 (4月1日～平成29年3月31日)

月	開館日数	人数
4月	26	528
5月	26	395
6月	26	1,502
7月	27	438
8月	26	598
9月	26	543
10月	26	819
11月	26	382
12月	24	698
1月	24	460
2月	20	969
3月	27	770
合計	304	8,102

※2/21(火)から2/24(金)まで外壁塗装工事により臨時休館

(2) 観覧者数推移



年度 (平成)	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
観覧者数	5,955	5,230	6,110	6,397	7,634	6,829	7,321	8,258	8,927	10,157
累計	5,955	11,185	17,295	23,692	31,326	38,155	45,476	53,734	62,661	72,818
年度 (平成)	27	28								
観覧者数	10,365	8,102								
累計	83,183	91,285								

5 関係法規

四日市市楠歴史民俗資料館条例

平成 17 年 3 月 28 日条例第 13 号

改正

平成 20 年 6 月 27 日条例第 23 号

平成 22 年 3 月 25 日条例第 7 号

平成 25 年 12 月 27 日条例第 67 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 244 条の 2 の規定に基づき、四日市市楠歴史民俗資料館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。
一部改正〔平成 20 年条例第 23 号〕

(設置)

第 2 条 本市は、楠地域の歴史及び文化の保存並びに地域文化の振興を図るため、四日市市楠町本郷 1068 番地に四日市市楠歴史民俗資料館(以下「資料館」という。)を設置する。

(定義)

第 3 条 この条例において「公開使用」とは、資料館の一部について、入場者の排除を行わずに、第 2 条に掲げる目的に沿った文化活動を行うために使用することをいう。
追加〔平成 20 年条例第 23 号〕

(事業)

第 4 条 資料館は、第 2 条の設置目的を達成するために、次の事業を行う。
(1) 楠地域の歴史等に関する実物、模型、複製、文献、写真等の資料(以下「資料館資料」という。)を収集し、保管し、展示し、及び利用に供すること。
(2) 資料館資料についての説明、助言に関すること。
(3) 他の資料館、学校その他関係機関との連絡及び協力に関すること。
(4) 第 2 条に掲げる目的に沿った文化活動のための施設の提供に関すること。
(5) その他必要な事業
一部改正〔平成 20 年条例第 23 号〕

(管理)

第 5 条 資料館の管理は、法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。
追加〔平成 20 年条例第 23 号〕

(指定管理者の業務の範囲)

第 6 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。
(1) 第 8 条に規定する公開使用の許可、第 11 条に規定する特別利用の許可、第 12 条に規定する資料館資料貸出しの許可、第 13 条に規定する許可の取消し、第 14 条に規定する入館の制限、第 16 条に規定する特別の設備の設置許可その他資料館の使用許可に関する業務
(2) 第 9 条に規定する利用料金の徴収、第 10 条に規定する利用料金の還付その他利用料金に関する業務
(3) 資料館資料、施設、附属設備等(以下「施設等」と

いう。)の維持管理に関する業務

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、資料館の運営に関して四日市市教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認めた業務

追加〔平成 20 年条例第 23 号〕、一部改正〔平成 22 年条例第 7 号〕

(観覧料)

第 7 条 資料館の観覧料は、無料とする。
一部改正〔平成 20 年条例第 23 号〕

(公開使用の許可)

第 8 条 資料館の一部を公開使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。
2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可を行わないものとする。
(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
(2) 施設等を損傷又は汚損するおそれがあるとき。
(3) その他施設等の管理上支障があるとき。
3 指定管理者は、第 1 項の許可に際して、必要な条件を付けることができる。
追加〔平成 20 年条例第 23 号〕

(利用料金)

第 9 条 資料館の公開使用について許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該許可と同時に利用料金を前納しなければならない。ただし、別に定める基準に従い、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、使用後に納付することができる。
2 前項に定める利用料金の額は、別表第 1 に定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て定める額とする。
3 利用料金は、法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づき、指定管理者の収入として収受させるものとする。
追加〔平成 20 年条例第 23 号〕、
一部改正〔平成 22 年条例第 7 号〕

(利用料金の還付)

第 10 条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、別に規則で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。
追加〔平成 20 年条例第 23 号〕

(特別利用の許可)

第 11 条 資料館資料について、学術研究のための熟覧、模写、模造、撮影等をしようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。
2 第 8 条第 2 項及び 3 項の規定は、前項の許可について準用する。
一部改正〔平成 20 年条例第 23 号〕

(資料館資料の貸出し)

第 12 条 資料館資料は、貸し出すことができない。ただし、指定管理者は、当該資料館資料が学術上の調査研究又は教育の普及のために使用され、かつ、取扱い上の安全性が確保されると認められるときは、資料館の運営に支障を来さない範囲において、次の各号に掲げるものに対して、貸出しを許可することができる。
(1) 博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 2 条第 1 項に規定する博物館及び同法第 29 条に規定する博物館に

相当する施設

- (2) 国及び地方公共団体
 - (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校又はこれに類するものとして委員会が認めた施設
 - (4) その他委員会が適当と認めたもの
- 2 第8条第2項及び3項の規定は、前項の許可について準用する。
- 3 第1項の許可を受けたもの(以下「借入者」という。)は、当該貸出しに伴う一切の費用を負担しなければならない。
- 4 第1項の貸出期間は、30日以内とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めたときは、1年以内とすることができる。
- 追加〔平成20年条例23号〕、一部改正〔平成22年条例7号〕

(許可の取消し等)

- 第13条 指定管理者は、使用者、利用者又は借入者(以下「使用者等」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可の条件を変更し、若しくは使用、利用若しくは貸出し(以下「使用等」という。)を停止し、又は許可を取り消すことができる。
- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
 - (2) 許可の条件に違反したとき。
 - (3) 第8条第2項各号(第11条及び前条において準用する場合を含む。)のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (4) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
 - (5) その他施設等の管理上特に必要があるとき。
- 2 前項の規定により、使用者等に損害が生じて、市及び指定管理者はその賠償の責めを負わない。
- 追加〔平成20年条例23号〕

(入館等の制限)

- 第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、資料館への入館を拒否し、又は退館を命じることができる。
- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められた者
 - (2) 施設等を損傷するおそれがあると認められた者
 - (3) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認められた者
 - (4) その他資料館の管理運営上支障があると認められた者
- 一部改正〔平成20年条例23号〕

(権利の譲渡等の禁止)

- 第15条 使用者等は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
- 一部改正〔平成20年条例23号〕

(特別の設備等)

- 第16条 使用者等は、既存の設備を変更し、又は特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。
- 一部改正〔平成20年条例23号〕

(原状回復の義務)

- 第17条 使用者等は、使用等を終了したとき又は第13条の規定により使用等を停止され、若しくは許可を取り

消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

- 2 使用者等が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを執行し、使用者等がその費用を負担しなければならない。
- 一部改正〔平成20年条例23号〕

(損害賠償)

- 第18条 使用者等が使用等の際に施設等を損傷又は滅失したとき又は入場者が観覧の際に施設等を損傷又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な理由があることを認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。
- 一部改正〔平成20年条例23号〕

(委任)

- 第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。
- 一部改正〔平成20年条例23号・22年7号〕

附 則

この条例は、平成17年4月29日から施行する。

附 則(平成20年6月27日条例第23号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月25日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の四日市市楠歴史民俗資料館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の四日市市楠歴史民俗資料館条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成25年12月27日条例第67号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市楠歴史民俗資料館条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に行う四日市市楠歴史民俗資料館の使用許可に係る利用料金の上限額から適用し、同日前行う四日市市楠歴史民俗資料館の使用許可に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。

別表第1(第9条関係)

		利用料金の上限額(円)	
		午前	午後
区分		午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで
立会 所	ざしき(西)	650	650
	ざしき(東)	650	650
	小ざしき及び水屋	650	650
	全室利用	1,950	1,950

追加〔平成20年条例23号〕、一部改正〔平成25年条例67号〕

四日市市楠歴史民俗資料館条例施行規則

平成 22 年 3 月 24 日教委規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、四日市市楠歴史民俗資料館条例(平成 17 年四日市市条例第 13 号。以下「条例」という。)第 19 条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 四日市市楠歴史民俗資料館(以下「資料館」という。)の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、指定管理者(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が特に必要があると認めるときは、四日市市教育委員会(以下「委員会」という。)の承認を得てこれを変更することができる。

(休館日)

第 3 条 資料館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、委員会の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 毎週月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日にあたるときは、その翌日とする。
- (2) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

(公開使用許可の申請)

第 4 条 条例第 8 条第 1 項の規定により、資料館の公開使用許可を受けようとする者は、四日市市公共施設利用許可申請書(第 1 号様式。以下「利用申請書」という。)により指定管理者に申請しなければならない。

- 2 前項の申請は、使用しようとする日(引き続き 2 日以上使用しようとする場合は、その最初の日。以下「使用日」という。)の属する月の初日前 3 月から受け付けるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の定める期間前においても受け付けできるものとする。
 - (1) 市が主催する行事に使用するとき。
 - (2) その他指定管理者が特に必要があると認め、委員会の承認を得たとき。

(公開使用の許可)

第 5 条 指定管理者は、前条の申請について適当と認めるときは、四日市市公共施設利用許可書(第 2 号様式。以下「利用許可書」という。)を交付するものとする。

- 2 資料館の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、施設の使用の際に、利用許可書を係員に提示し、指示を受けなければならない。
- 3 使用の許可は、申請の順序とする。ただし指定管理者が特に必要があると認めるときは、委員会の承認を得て他の方法によることができる。

(公開使用の変更等)

第 6 条 使用者は、利用許可書に記載された事項を変更し、又は資料館の使用を取り消そうとするときは、四日市市公共施設利用変更(取消)・還付申請書(第 3 号様式。以下「変更・還付申請書」という。)に利用許可書を添えて、指定管理者に申請しなければならない。

(利用料金等の還付)

第 7 条 条例第 10 条ただし書の規定により利用料金等を還付する場合及び還付する額は、次に掲げるとおりとする。

還付する場合	還付する額
災害等特別の事由により、使用者の責めによらない場合において利用できなかったとき。	利用料金の全額
使用日の 1 月前(使用日の 1 月前が休館日の場合は、その直前の開館日)までに使用許可の取消しを申請し、許可されたとき。	利用料金の全額
上欄に規定する場合を除き、使用日の前日までに使用許可の取消しを申請し、許可されたとき。	既納の使用料から取消料(使用料から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額の 100 分の 50 に相当する額。ただし、10 円未満の端数が生じた場合は四捨五入した額とする。)を差し引いた額

(特別利用の許可の申請)

第 8 条 条例第 11 条の規定により、特別利用の許可を受けようとする者(以下「利用者」という。)は、四日市市楠歴史民俗資料館資料特別利用許可申請書(第 4 号様式)により指定管理者に申請しなければならない。

2 特別利用の許可は、申請の順序とする。

(特別利用の許可)

第 9 条 指定管理者は、前条の申請について適当と認めるときは、四日市市楠歴史民俗資料館資料特別利用許可書(第 5 号様式。以下「特別使用許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

2 指定管理者は、前項の許可に際して、管理上必要な条件をつけることができる。

(特別利用の変更等)

第 10 条 利用者は、特別使用許可書に記載された事項(使用日、使用時間区分を除く。)を変更し、又は利用を取り消そうとするときは、四日市市楠歴史民俗資料館資料特別利用変更(取消)許可申請書(第 6 号様式)に許可書を添えて、指定管理者に申請しなければならない。

2 指定管理者は、前項の利用の変更又は取消しを許可したときは、四日市市楠歴史民俗資料館資料特別利用変更(取消)許可書(第 7 号様式)を申請者に交付するものとする。

(特別利用の制限)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当するときは、条例第 8 条に規定する資料館資料の特別利用の許可を行わないものとする。

- (1) 特別利用によって資料館資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると委員会が認めるとき。
- (2) 現に資料館資料が展示されているとき。
- (3) 寄託された資料館資料で寄託者の同意を得ていないとき。
- (4) 著作権がある資料館資料で著作権者の承諾を得て
- (5) その他委員会が特別利用をすることが不相当と認めるとき。

(資料館資料の貸出許可の申請)

第 12 条 資料館資料の貸出しを受けようとする者は、四日市市楠歴史民俗資料館資料貸出許可申請書(第 8 号様式)を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、当該資料館資料が資料館に寄託された資料であるときは、当該資料を寄託した者の承諾書を添付しなければならない。

(資料館資料の貸出許可の交付)

第 13 条 指定管理者は、前条の申請について適当と認めるときは、四日市市楠歴史民俗資料館資料貸出許可書(第 9 号様式)を交付するものとする。

(寄贈又は寄託)

第 14 条 資料館に資料を寄贈又は寄託しようとする者は、四日市市楠歴史民俗資料館資料寄贈(寄託)申請書(第 10 号様式)を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

2 委員会は、前項の承認を行うときは、四日市市楠歴史民俗資料館資料受領書(第 11 号様式。以下「受領書」という。)を交付するものとする。

3 寄託資料は、資料館所蔵の資料と同様の取扱いをするものとする。

4 市長は、寄贈資料が火災等やむを得ない理由により汚損破損し、又は亡失した場合には、その責めを負わない。

5 寄託資料の返還は、寄託者の申出により、受領書と引換えに行うものとする。

(補則)

第 15 条 この規則の施行に関し、この規則に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

II 施設概要

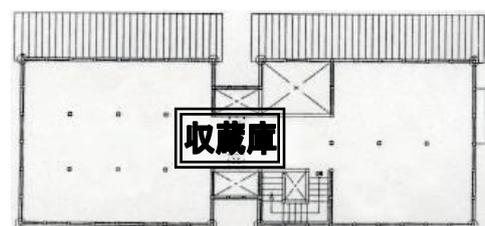
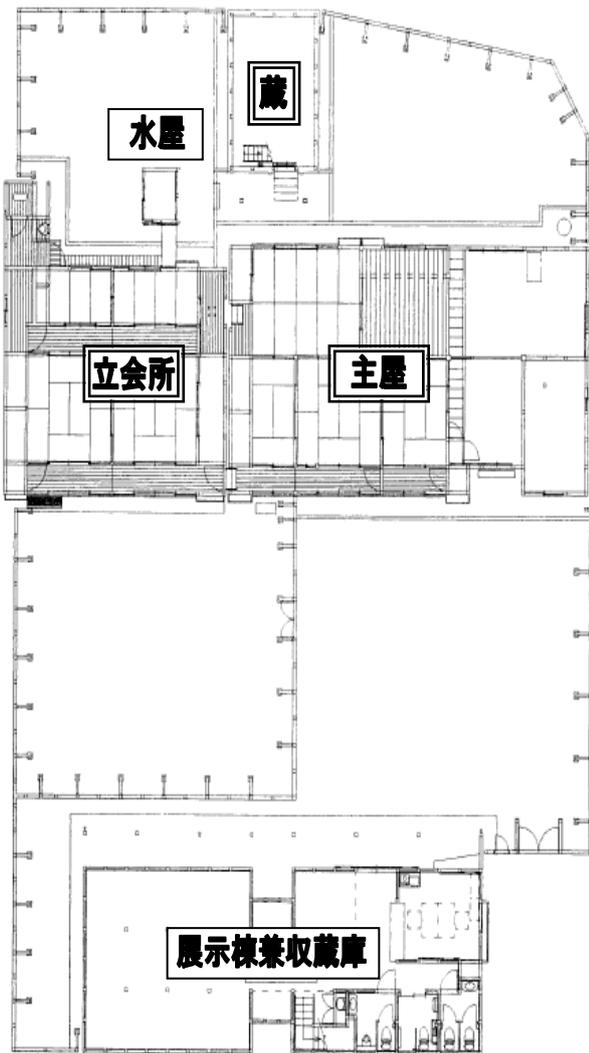
所在地 〒510-0106
三重県四日市市楠町本郷 1068 番地
電話 059-398-3636
FAX 059-398-3637

施設規模 敷地面積 1,229.23 m²
建築面積 338.09 m²
延床面積 448.24 m²
建物構造
主屋・立会所 (四日市市指定有形文化財)
木造瓦葺平屋 209.75 m²
蔵 (四日市市指定有形文化財)
木造棧瓦葺平屋 39.08 m²
水屋
木造瓦葺平屋 2.76 m²
展示棟兼収蔵庫
木造瓦葺2階建 196.65 m²

付属設備等 放送設備 冷暖房装置 会議用机・椅子
AVコーナー 駐車場 11台

館内見取図

1階平面図



平成 28 年度四日市市立博物館年報 第 24 号

平成 29 年 9 月 日発行
編集・発行 四日市市立博物館
〒510-0075 四日市市安島一丁目 3 番 16 号
TEL 059-355-2700(代)
FAX 059-355-2704
<http://www.city.yokkaichi.mie.jp/museum/>